東北大学法学部同窓会

会報

第　38　号
東北大学法学部同窓会
〒980-8576
仙台市青葉区川内
東北大学法学部内
Tel･Fax 022-795-6181
発行日　平成23年7月20日
印　刷　所
㈱　廣　済　堂



「完成間近の新“北門食堂”」



川内だより

会長　水野紀子

平成二十三年四月に、法学研究科長・法学部長に選任され、同窓会長を務めさせていただくことになりました。同窓会長として微力を尽くす所存ですので、同窓生の皆様におかれましては、前任者の芹澤英明教授の時と同様、今後の二年間変わらぬご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

法学部同窓会は昭和三十四年に発足して、一昨年に五十周年を迎えました。同窓会会員の皆様の平素からの多大なご支援に対し、心から御礼を申し上げます。これまでの先輩会員の方々の様々なご苦労が現在の同窓会活動の土台となっておりますことに感謝申し上げるとともに、今後の更なる発展のために微力を傾けて努力いたす所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、去る三月十一日に発生した東日本大震災で罹災されました同窓会員の皆様にお見舞い申し上げます。また地震発生直後から物心両面にわたる心温まるご支援をくださった同窓会員の皆様に、心より厚く御礼申し上げます。大学全体では青葉山の工学系建物を中心に多大の被害が発生し、学生にも数名の犠牲者がありましたことは痛恨の極みです。このため学位記授与式や卒業祝賀会など卒業に絡む一連の学校行事がすべて中止され、今年の卒業生の皆様には心残りの旅立ちとなってしまいましたことは、誠に残念で申し訳なく存じます。幸い法学部では、法学研究棟の耐震工事が完了した直後の被災であり、先の宮城県沖地震時のような被害・混乱を避けることができ、学生・教職員とも全員の無事が確認できましたが、講義棟では階段教室入り口通路や教室内部に被害が生じました。また片平地区に新設されたばかりの片平エクステンション教育研究棟でも外壁等に損傷がありましたが、軽微な被害で済みました。現在それらの復旧に向けて全力を挙げて取り組んでおります。また同時に、被災地にある国立大学法人として、教職員・学生ともに、被災者のために出来ることを模索しつつ、多様な支援に力を尽くしてとりくんでおります。おかげさまで一月遅れになりましたが五月六日には法学部での入学式・オリエンテーションを実施し、五月九日から授業を再開しました。

一月の遅れを取り戻すため、本年はほとんど夏休みの無いハードなスケジュールで対応することになっております。

法学研究科・法学部の近況等につきまして、教員スタッフの移動を中心にご報告させていただきます。まず、公共政策大学院では、平成二十二年七月に戸澤英典准教授が教授へ昇任され、本年四月阿南友亮准教授（中国政治）が東京成徳大学人文学部から着任しました。更に、実務家教員として平成二十二年七月に西田主税教授（環境省）、八月に榎本俊一教授（経済産業省）、島田明夫教授（国土交通省）、菅原泰治教授（総務省）、仲野武志准教授（内閣法制局）、十一月に山口正行准教授（公正取引委員会）がそれぞれご着任されました。これに対し、平成二十二年七月末に苦瀬雅仁教授（環境省）、久武昌人教授（経済産業省）、小玉典彦准教授（国土交通省）、九月末には諏訪園貞明教授（公正取引委員会）、平成二十三年三月末に杉江渉准教授（特許庁）、がそれぞれ交代若しくは任期満了により公共政策大学院を去られました。法科大学院では、今年三月末に石井彦壽教授が任期満了でご退任、四月一日付で名誉教授となられました。石井教授は法科大学院創設以来のスタッフとして実務民事法・法曹倫理・応用倒産法・民事行政裁判演習等の講義・演習を担当され、平成十九年から三年間法科大学院副院長の要職に就かれる等、学内行政にも大いに貢献されました。退官後は東北学院大学大学院法務研究科教授として後進の指導に当たられております。また、菱田雄郷准教授が東京大学大学院法学政治学研究科に移籍されるため、実務家教員であった谷村武則教授（裁判所）及び孫基榮客員准教授が任期満了のため、坪野吉孝教授（健康政策学）が山形さくら町病院で医師活動に当たられるため同じく本年三月末で退職されました。本年四月には信濃孝一教授、千壽哲郎教授、中島朋宏教授、阿部裕介准教授、伏見岳人准教授を新任教員としてお迎えしております。信濃教授には函館地方裁判所長を務められた裁判官としてのご経歴を生かした民事法関係を、千壽教授には特許庁のご経歴から知的財産法関係を、中島教授には仙台高等裁判所判事から派遣された実務家教員として、阿部准教授は東京大学大学院法学政治学研究科助教（民法）から、伏見准教授は東京大学大学院法学政治学研究科で日本政治外交史を専攻され、それぞれ専門分野の研究教育活動を担ってくださる心強いスタッフです。

助教の動きを見ますと、平成二十三年三月末に研究大学院担当の伊藤慎一郎氏（健康法政策）が特任フェローとなり、法科大学院・公共政策大学院担当の岡本寛氏（憲法）が島根県立大学総合政策学部講師に、富樫景子氏（刑法）が駒澤大学に就職され、片平を離れました。同四月には、入れ代わりに新任として河北洋介氏、佐俣紀仁氏が本学法学研究科から採用されています。

次に、法学研究科・法学部における研究教育活動についてお知らせいたします。

まず、特筆すべきこととして、昨年十二月、本学名誉教授であられる小山貞夫先生が日本学士院会員に推挙されました。詳細はこの会報に別掲されておりますが、東北大学法学部関係者としては現会員で は樋口陽一名誉教授、小田滋名誉教授に次いで三人目であり、まことにおめでたいことです。

法学研究科が中心となって平成二十年六月に採択されたグローバルＣＯＥプログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」は、活発な活動を続けています。このプログラムは、グローバル化が進行する世界で生じている諸問題を、男女共同参画と多文化共生の二つの観点から解明し、それらの知見を融合しながら解決策を提示することを目的としています。さらにこうした問題への深い理解と有効な対応策を提示しうる若手研究者を育成することを最終的な目標としています。このプログラムの研究活動は、ジェンダー平等、多文化共生、少子高齢化の三分野を総合に融合させつつ十五のプロジェクトを立ち上げ、これに東北大学と連携拠点大学である東京大学大学院法学政治学研究科助教（民法）から、伏見准教授は東京大学大学院法学政治学研究科で日本政治外交史を専攻され、それぞれ専門分野の研究教育活動を担ってくださる心強いスタッフです。

助教の動きを見ますと、平成二十三年三月末に研究大学院担当の伊藤慎一郎氏（健康法政策）が特任フェローとなり、法科大学院・公共政策大学院担当の岡本寛氏（憲法）が島根県立大学総合政策学部講師に、富樫景子氏（刑法）が駒澤大学に就職され、片平を離れました。同四月には、入れ代わりに新任として河北洋介氏、佐俣紀仁氏が本学法学研究科から採用されています。

次に、法学研究科・法学部における研究教育活動についてお知らせいたします。

まず、特筆すべきこととして、昨年十二月、本学名誉教授であられる小山貞夫先生が日本学士院会員に推挙されました。詳細はこの会報に別掲されておりますが、東北大学法学部関係者としては現会員では

中国・精華大学、社会科学院、フランス・リヨン第２大学、エコル・ノルマル・シュペリュール（ＥＮＳ－Ｌｙｏｎ）、英国・シェフィールド大学等と連携し、また韓国・国民大学、梨花女子大学、米国・コロンビア大学、カナダ・オタワ大学をはじめとする研究教育機関との連携を進めています。これらの機関との連携によって、研究プロジェクトにおける共同研究・国際会議の実施や、クロスナショナル・ドクトラル・コースでのジョイント（ダブル）ディグリーを行う協定の締結、学生の派遣・受け入れを行っています。以上のプログラムの活動状況については、ウェブサイトhttp://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe/で情報を発信していますので、どうぞご覧くださいますよう、お願いいたします。

平成十六年に片平キャンパスに開設された法科大学院・公共政策大学院は、修了生にとって就職の門戸が狭いという構造的な問題を抱えつつも、順調に発展してきました。とりわけ施設面において、平成二十二年度には、片平キャンパス内に、法科大学院・公共政策大学院・ジェンダー平等多文化共生研究センター・法政実務教育研究センター・法政実務図書室等を収容する「片平エクステンション教育研究棟」が完成しました。学生によりよい学習環境を提供できるようになったことを喜んでおります。

法科大学院では、全国的な法科大学院の学生定員見直しに鑑み、法学未習者に対する教育について少人数教育をより徹底し教育の実効性向上を図るため、平成二十二年度から学生定員を百名から、法学未習者について二十名を減じて、八十名にしました。また新司法試験合格率の向上を図るため、入試制度やカリキュラム・科目構成を見直すなどの努力を続けています。卒業生のうちには、避難所に赴いて被災者のために無料法律相談等のボランティアに献身的に活動している弁護士たちがおり、彼らを送り出せたことを誇らしく思います。

公共政策大学院では、毎年度、特色ある授業科目として政策実務の習得を目的とした体験型授業である「公共政策ワークショップ」を開講しています。「公共政策ワークショップ」では、地域の自治体等が直面する課題に関して、教員・学生が一丸となって考究し、最終的に政策提言をとりまとめて、実際に自治体等に提出しています。今回の被災からの復興に向けても、この政策提言は、学生にとっても自治体にとっても貴重なものになろうと思われます。

概算要求が認められて、平成二十三年度から博士課程後期三年の整備を進めています。法科大学院は、実務法曹の育成の中核を占めるようになりましたが、法科大学院において研究教育活動を担いうる研究者教員（後継者）の養成が、必ずしも十分に行われていません。また、博士課程における高度専門研究者だけではなく、国際機関の上級職員、各国の行政機関の政策プロフェッショナルなど、国際的な舞台で活動を行う高度専門職業人を育成します。外国から優秀な学生が入学してくれることによって、新たな形での国際共同研究が推進され、ひいては法学研究科に於ける学生の意識向上、博士課程教育全体の水準向上を目指しています。

最後になりましたが、本学では百周年を機に始められた「ホームカミングデー」行事が本年度は十月八日に行われますので、同期会等でご来仙の折にはぜひ片平・川内キャンパスに立ち寄り、学生・教員と交流していただければ幸いです。その頃までには、震災の爪痕からも回復していることを願っております。

「後継者養成コース」は、主に法科大学院を修了し法曹資格を得た者を対象とするコースで、理論と実務双方に透徹した理解をもつ実定法研究者の養成を目的とします。研究者教員と実務家教員による集団指導体制によって、論文指導を中核とするカリキュラムを提供し、研究に必要なリサーチ能力、論文執筆能力を涵養するコースです。「国際共同博士課程コース」は、グローバルＣＯＥプログラムで先行して実施しているクロスナショナル・ドクトラル・コース（ＣＮＤＣ）を発展させ恒久化させるものです。このコースでは、これまでの国際連携を活かしながら、特に東アジア圏の有力な研究教育機関との連携を強化して、「東アジア共同体」構想を担保する高度専門職業人の要請を視野に入れた博士課程教育を実施します。法学研究科と海外パートナー機関各一名の二名の指導教員の下で、研究指導を中核としながら、加えて国際的舞台での活動に必須の英文ライティングスキル、英語によるプレゼンテーションスキルの向上を図るカリキュラムで高度専門職業人を育成します。外国から優秀な学生が入学してくれることによって、新たな形での国際共同研究が推進され、ひいては法学研究科に於ける学生の意識向上、博士課程教育全体の水準向上を目指しています。

最後になりましたが、本学では百周年を機に始められた「ホームカミングデー」行事が本年度は十月八日に行われますので、同期会等でご来仙の折にはぜひ片平・川内キャンパスに立ち寄り、学生・教員と交流していただければ幸いです。その頃までには、震災の爪痕からも回復していることを願っております。

法学部は、仙台の地で、何時でも皆様のおいでをお待ちしております。

新緑の東北より、再び息吹を

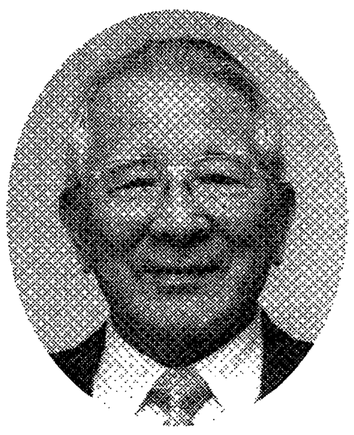

同窓会副会長　庄司　昊明（昭和25年卒）

三月十一日に発生した大地震並びにこれに起因する原発事故で被災された同窓生会員の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。いまだに不便なご生活を余儀なくされておられる方も多くおられることに心を痛めております。

東北はその歴史を見てのとおり、千二百年ほどの間に中央政権から五度にわたって全面侵攻を受け、そのすべてに破れ、失った国民的地位と財貨は甚大なものがある。桓武天皇の蝦夷征討、豪族・安倍氏が滅んだ前九年の役、源頼朝による奥州・藤原氏征伐、豊臣秀吉の奥州仕置き、そして戊辰戦争。いずれも、いわれのない一方的な侵攻で、東北人であれば忘れ難い苦痛である。

それでも農業・漁業そして自然の恵みと懐の深い東北は、時に駿馬や豊富な砂金で中央を潤した。特に江戸時代には、石巻を拠点として、世界一の人口であった江戸の庶民の米を賄った。それにもかかわらず、最後の人災、戊辰戦争が起こる。私共東北人にすれば不可解・不愉快の極みだが、それを抑えに抑えて明治以降の富国強兵政策にこたえ、軍隊にもふんだんに兵員を送り出し、国難の時は大きな国家の盾になった。この功績は実に大きい。東北の評価も明治以降徐々に上がり、戦後民生の面では新幹線網が他地区に劣らぬ早さで完成された。その直後の震災である。

東北は肥沃な土地が海岸に接して広がっており、特に三陸はあふれるばかりの緑雨が森林から海に注がれ、カキ・ホタテ・ワカメなどは日本一の味覚と評価された。農作物も独特な旨味があるということで、地元県民は着実に豊かな生活を築いていた。その矢先の災害で、永年培ってきた富が一挙に皆無になってしまい慰めの言葉もない。被災者は苦しみ迷っている。祖父伝来の農業・漁業を続けるか否か。そして、大半のかたはこれが天職、これしかないと不安を抱えながら再起を目指している。少しでも早い復興を心からお祈りしたい。

なんとも腹立たしいのは風評被害。当事者の身になってほしい。日本国内隅々まで、そして海外にもその愚かさを力説したい。刮目してほしいのは自衛隊の働き。現政権に言いたいこともあろうに、国民あっての国家というように、国民の獅子奮迅の活躍は感謝の一語に尽きる。点数稼ぎの一部の政治家に猛省を促し、強く苦言を呈したい。

東北大学も大きな被害を受けたが、学園生活も再開されキャンパスに活気が戻ってきている。会員一同力を合わせて地域の復興に協力し、新しい歴史のページに新たな息吹を吹き込んでいきたい。

23年度同窓会総会のご案内

〈東京支部総会〉

1. 日時：11月4日（金）18時～
   （第1部）総会 記念講演
   「民法改正について」中里妃沙子氏
   （第2部）懇親会
2. 会場：（東京神田）学士会館
   TEL 03-3292-5936
3. 会費：@7,000円
   出席される方は澤田淳事務局次長に氏名・卒年を連絡願います。
   TEL/FAX：045-313-4833
   E-mail：sawada@pronet-jp.com

〈同窓会本部・宮城支部総会〉

1. 日時：11月11日（金）18時～
   （第1部）総会
   （第2部）懇親会
2. 会場：ホテル法華クラブ仙台
   TEL 022-224-3121
3. 会費：@5,000円
   出席される方は同窓会事務局まで氏名・卒年を連絡願います。
   TEL/FAX：022-795-6181
   E-mail：dosokai@alumni.law.tohoku.ac.jp

小山貞夫名誉教授が日本学士院会員に選定されました

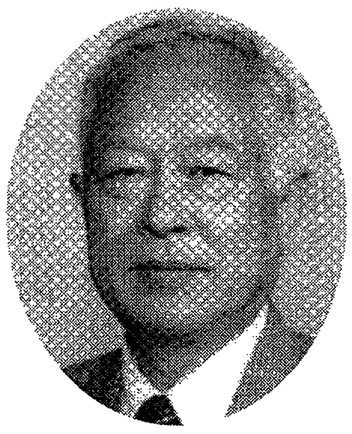

小山名誉教授

東北大学法学部教授
大内　孝
（昭和60年卒）

既に報道等で周知のとおり、本学部の名誉教授であられる小山貞夫先生（西洋法制史）が、二〇一〇年一二月に日本学士院会員として選定されました。今般、同窓会事務局より、先生の業績などについて紹介する文章を依頼されましたので、後任の西洋法制史担当教授であるわたくし大内が、以下簡単にご紹介いたします。

日本学士院は日本学士院会員によって構成され、その会員は「学術上功績顕著な科学者」のうちから日本学士院において選定するものとされています（日本学士院法第二条、第三条）。人文科学部門、自然科学部門の二部が置かれ、第一部は第1分科（文学・史学・哲学）、第2分科（法律学・政治学）、第3分科（経済学・商学）に、第二部は第4分科（理学）、第5分科（工学）、第6分科（農学）、第7分科（医学・薬学・歯学）に分かれ、全体の定員が一五〇人（第2分科の定員は二十四人）です。要するに、文科系・理科系全分野の「学術上功績顕著な科学者」の中から、わずか一五〇人が「選定」されるのですから、これが大変な厳選であることは申すまでもありません。近年、本学部出身者からは、小田滋先生（国際法）が一九九四年に、鈴木禄彌先生（民法、二〇〇六年ご逝去）が一九九八年に、樋口陽一先生（憲法学）が二〇〇〇年に選定されていますが、それ以来十年もの歳月を経ての慶事である背景には、このような実に厳しい選定の事情があります。

学士院会員は、それぞれ「専門科目」を有しており、小田先生の国際法、樋口先生の憲法学がこれに当たりますが、特筆すべきは、小山先生の西洋法制史は、一三〇年余の歴史を持つ日本学士院において初めて登録された専攻学科目であることです。これまで、わが学部において開講されてきた基礎法学の科目に相当する専攻学科目としては、故高柳真三先生（一九七六年まで学士院会員）の日本法制史をはじめ、東洋法制史、羅馬法、英米法や法理学などの例はありますが、西洋法制史は今回の小山先生によって初めて学士院の「専門科目」に書き加えられたわけであります。西洋法制史学は、わが国において、憲法学・民法学などほどの長い歴史を持つわけではありませんが、それでも全会員の氏名・専攻学科目等がご覧になれますし、現会員については「主要な学術上の業績」等が記されています。小山先生はこれを批判し、イングランド法制史を歴史学の方法で追究しようとしました。すなわち、法が他のもろもろの社会的・文化的要素から孤立した形で自律的に発展するのでなく、それらとの有機的連関の中でこそ発展する具体的な姿を、また法がある時代・社会のもとで研究を始めた当時、わが国の西洋法制史学は、ほぼもっぱらヨーロッパ大陸法系のドイツ・フランスを対象とするに留まり、英米法系の重要国であるイギリスについては、資本主義の母国としてその経済史は盛んに学ばれていた一方で、法制史研究は振るいませんでした。その最大の要因は、当時の研究の大半が、法学的関心から、現行の法制度あるいは法理論の起源・発展の系譜を単に時代順に跡付けるだけで「法の歴史的説明」として満足する、研究視角の片面性でした。これは、あたかも法が自律的に単純なものから複雑・高度なものへと発展するかのような見方であり、何ゆえそうなったのか、またその時代その社会の人々と法とがどのようにかかわったのかといった当然の問いかけが抜け落ち

中で現実にいかなる機能を果たしたのかを実証的に追究し、その時々の「人間」と「法」とのかかわり具合を活写する、「人間の出て来る法制史」を目指したのです。

その研究成果が、上記ホームページでも紹介されている、『中世イギリスの地方行政』、『イングランド法の形成と近代的変容』、および『絶対王政期イングランド法制史抄説』の三冊にまとめられている多くの論文として結実しました。これによって、わが国のイングランド法制史学を、一挙に本国の研究水準にまで自ら引き上げ、テーマによっては本国より進んだ知見を提示しただけでなく、後進の研究者にとって信頼すべき理論的枠組、課題、および叩き台としての見通しを提供しました。小山先生は、わが国におけるイングランド法制史学の創始者であり確立者であるのです。

加えて特筆すべきは、小山先生が翻訳を非常に重視して多くの業績を上げている点です。研究者でない方の中には、いやこれによると研究者の中にも、翻訳が論文執筆より易しい、一段低いものと見る向きがあるかもしれませんが、それは誤解です。勿論学問分野の性格にもよりますが、少々ご説明しましょう。外国を対象とする学問（西洋法制史もその一つ）において、当該国における優れた概説書や論文を、自分の研究のベースとして利用することは何ら恥ずべきでなく、当然のことです。問題はその利用の仕方にあります。我々研究者といえども、外国語の論文等を読解する際に、難しくて容易に理解できない部分は山ほどあります。そのとき往々にして、「判らないところは放っておいて、判るところだけを自分の論文の材料として利用しようか」という誘惑にかられます。こういう利用の仕方が、学問的に不誠実なだけでなく、非常に危険であることはご理解いただけるでしょう。これを小山先生は、「海外での一つないしはごく少数の論文を実質的には勝手な形で紹介しつつ、そこに自らの思いつき・印象を散りばめて、『オリジナルな』『論文』が完成したと思いこむ」愚行だと批判しました。残念ながら、そういう「論文」が、現実には相当たくさん世に出回っています。

これに対して、翻訳は、「判らない部分は訳さないで済ませよう」というわけにはいきません。また、翻訳とは単にヨコのものをタテにするのでなく、真に内容を充分理解したうえでなければ、正確でわかりやすい日本語にすることはできません。しかも、論文と違って、研究者であれば誰でも原文と訳文を逐一照合することができるのですから、間違いがあれば誤訳として指摘されてしまいます。そういう割に合わない仕事を、小山先生が重視されたのは、発展途上にある外国研究に関しては、その国の優れた基本書を正確な日本語で提供することが、―右のような「論文」よりもよほどで困難なお仕事です。既存の英米法辞典より頁数・項目数ともに格段に充実して、辞書出版の老舗である研究社より、つい先頃刊行されました（小山貞夫編者『英米法律語辞典』）。

以上のように、西洋法制史の後継者であるわたくしから見れば、小山先生は「骨の髄まで学者」なのですが、いわゆる学内行政においても、本学評議員、法学部長・法学研究科長、附属図書館長、総長特別補佐、そして初代の副総長の要職を、特に法学部長以降はほぼ連続して（一部は重複して）七年余にわたり務められました。このような経歴自体が、この面においても、先生の卓越した能力と、先生に寄せられた信頼の大きさを如実に物語るものです。

右の辞書のお仕事からも明らかなように、小山先生は今でも現役ばりばりの研究者です。日本学士院会員になられて、今まで以上に研究の視野と裾野を拡げられ、ますます盛んにご研究されることでしょう。教え子として、また同窓生として、心よりお祝いを申し上げ、また期待いたしたく思います。

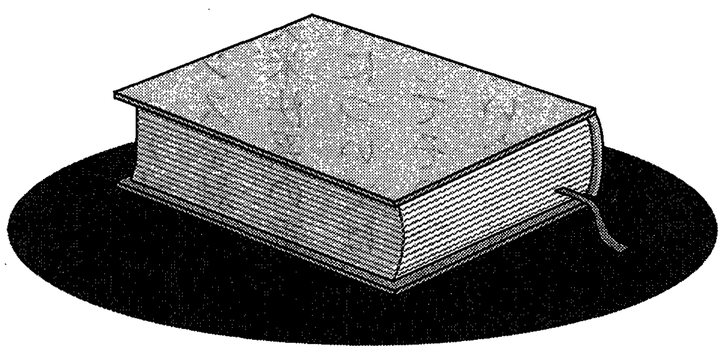

樋口名誉教授　レジオン・ドヌール勲章を受章

昭和32年卒業の同窓会員樋口陽一氏が、東北大学・東京大学で教鞭をとられ憲法学の分野で目覚しい業績を挙げて夫々の大学の名誉教授となられ、2000年（平成12）日本学士院会員に選出されたことは皆様ご承知のところです。先生は東北大学在学中から数カ国の語学をマスター、1960年（昭和35）から2年間フランス政府給費留学生としてパリに留学、帰国後東北大学で比較外国憲法講座を担当、その謦咳に接した多くの受講生を魅了しました。同窓会では現在東京支部会の副会長であり、平成17年新たに企画された春季講演会（現在は新入生オリエンテーション時講演）の第1回講演会で「憲法にとっての大学と大学にとっての憲法」をお話いただきました（要旨については「会報」第33号を参照ください）。フランスとのかかわりはその後も続き、フランス学士院の倫理・政治学アカデミー通信会員、パリ第2大学（パンテオン・アサス）客員教授を経て同大学名誉博士となり、2007年（平成19）から2期間日仏会館理事長に就任し日仏交流150周年記念行事を始め運営の実を挙げられました。現在は日仏会館名誉理事長となっております。このような活動により本年2月1日在日フランス大使館で行われた叙勲式で、レジオン・ドヌール勲章オフィシエに叙されました。式には親しい友人少数の他、東北大・東大のゼミ卒業生多数が参加して叙勲をお祝いしました。

（事務局長　清水　廣行）

講演要録

「犯罪と刑罰について
―私の法学入門」

東北大学名誉教授・弁護士　阿　部　純　二（昭和30年卒）

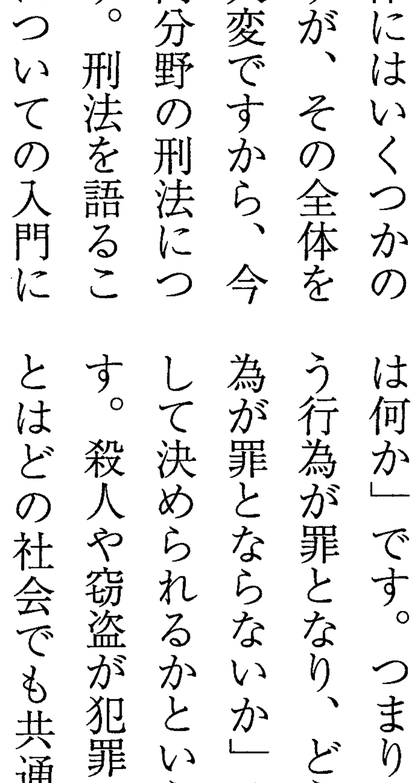

本稿は、平成22年4月7日に実施されました法学部新入生に対するオリエンテーションにおける講演内容です。

・はじめに

ご紹介頂きました阿部です。私は、平成八年に定年退官するまで、この学部で刑法を講義していました。一番教室はあんまり変わっていませんね。久しぶりにここに立って、懐かしさでいっぱいです。

何年か前にも新入生を前にお話したことがありますが、その時は一般的ということを意識して幅広く沢山のことにふれました。今日は自分の得意の分野の話をさせていただこうと「犯詐と刑罰について」という題にしました。ただ専門の話というのは、得てして細かすぎたり、不必要なところに力が入ったりするので、あくまで「これは法学入門なんだ」ということを忘れないように、「私の法学入門」という副題を添えた次第です。

・刑法とは何か

さて「六法」という言葉もあるとおり、法律にはいくつかの領域がありますが、その全体をお話するのは大変ですから、今日は自分の専門分野の刑法についてお話します。刑法を語ることで法学全体についての入門になってくれればいいなと思っています。

刑法とは、簡単にいえば犯罪と刑罰に関する法ということになります。「犯罪と刑罰」というと恐らくドストエフスキーの「罪と罰」という小説を想い出されるでしょうね。刑法をやった者が真っ先に想い浮かべるのは、十八世紀のイタリアの哲学者ベッカリーアの「犯罪と刑罰」（一七六四年）という著作です（この本は岩波文庫から翻訳が出ています）。次に述べる「罪刑法定主義」の思想を最初に唱えたもので、当時のヨーロッパ世界に大きな影響を与えました。

そこで「犯罪」と「刑罰」を分けまして、それぞれに対する考え方について話を進めることにします。

・犯罪について―罪刑法定主義

犯罪とは立字通り「罪を犯す」ことなのですが、問題は「罪とは何か」です。つまり「どういう行為が罪となり、どういう行為が罪とならないか」はいかにして決められるかという問題です。殺人や窃盗が犯罪であることはどの社会でも共通ですが、その他のどんな行為が犯罪とな

るか、その範囲はどこまでかは、それまではっきりと決められていませんでした。そのため十八世紀フランスのアンシアン・レジーム下の司法に例を見るように、権力者の恣意によって同じ行為が罪になったり、罪にならなかったりする事態がおこりました。近世になるとそういう権力の濫用から人民の自由を守らなければならない、そのためにはあらかじめ「罪」を明確に定めておかなくてはならないという要請が高まりました。そこで「法律なければ犯罪なし」という罪刑法定主義が唱えられるようになります。ベッカリーアはそういう思想に形を与えたといえるでしょう。ご承知のように人類の自由獲得の歴史といわれるものは、英国のマグナ・カルタ（一二一五年）、アメリカの独立宣言（一七七六年）、フランスの人権宣言（一七八九年）などを通じて進展してゆくわけですが、そこでは常に罪刑法定主義が主要な目標の一つとなっていました。それを受けて各国の立法にも罪刑法定主義の原則が広がって行ったのです。我が国においても、一九四六年の現行憲法は「何人も、法律の定める手続によらなければ、・・・刑罰を科せられない」（三十一条）として実質的に罪刑法法定義の立場を採っています。

罪刑法定主義は、フランス、ドイツなどいわゆる大陸法系の国で明確です。これらの国では、「法とは制定法のことである」という考え（成文法主義）が強いので、当然といえます。我が国も同じです。これに対して英米等のコモン・ローの系統に属する国々では「法とは判例法である」という考えが主流です（判例法主義）。判例法というのは、判例の積み重ねから次第に形成されてきた法のことで、これが新たな事件にも適用されるのです。刑法も例外ではなく、たとえば皆さんは推理小説や映画で、murder（謀殺）とか burglary（侵入窃盗）とか arson（放火）とか rape（強姦）といった言葉を聞いたことがあると思いますが、これらはみな判例法上の概念です。日本のようにこれらの犯罪を規定した刑法典があるわけではありません。しかし英米でもこれら判例法は厳格に適用され、恣意的に連用されることはなかったようです。さらに英米法系においても判例法のほかに制度法（statuteといいます）が多く立法されており、そこではもちろん罪刑法定主義が貫かれています。

・法益について

次に、「法で定めさえすれば、どのような行為でも犯罪になるのか」という問題が出てきます。飲酒や喫煙が例としてあげられます、現在、我が国では酒に酔って公衆に迷惑をかける行為や飲酒運転は処罰されますが、飲酒行為じたいが処罰されることはありません。喫煙も大人が未成年者に煙草を吸わせることとか（二、三の県の条例で）公共の場所での喫煙が処罰される（ただし過料）ことはありますが、喫煙行為じたいは処罰されていません。この背後にある考え方は、国がある目的を達成しようとして市民の行為を規制する場合、いろいろな手段がありうる（行政取締りはその有力なものです）わけで、刑罰による禁止はいわば最後の手段である、従って禁止の対象となる行為（犯罪）はそれだけの実質をもつものでなければならない、ということです。

この「実質」として考えられるのが、「法益侵害」という概念です。つまり犯罪とは、「単に法律で禁止された行為というだけではなく、法益を侵害するような行為でなければならない」ということになります（実質的犯罪概念）。「法益」とは何かについては難しい議論がありますが、ここでは国民の生涯利益のすべてをいうと考えておきましょう。実質的犯罪概念は、単に道徳に反するからとか良俗、慣習に反するからというだけではなく、国民の生活利益を侵害するという実質を持つ行為だけが犯罪とされ処罰の対象とされるべきだ、という考え方で、これは刑事立法の指針となるものです。

そうはいっても「法益」には多種多様なものがあり、「法益侵害」となる行為も大いに幅が広く、我が国の法律を見渡した場合実に多くの行為が犯罪とされ、処罰の対象に成っているという印象は否めません。殺人でしたら生命、窃盗でしたら財産という法益を害しているは誰も疑いませんが、道路交通法にあるいろいろな規制、たとえば運転する人がシート・ベルトをつけなければならない、というのはどうでしょうか。これは欧米でその違反に対し罰則を導入しようとしたとき、はげしい議論の的となりました。というのは、事故があった場合、シート・ベルトをつけなかったことで損をするのは運転者じしんですから、つけるかつけないかは運転者の選択に任せればよく、つけなかったからといって何か他の「法益」を「侵害」するといったことは考えられないのではないか、が問題になったからです。なお我が国では、シート・ベルト装着義務違反は今のところ犯罪ではなく、行政処分の対象となるだけです（道路交通法七十一条の三参照）。

「法益侵害」は主に大陸法（とくにドイツ）で唱えられている概念ですが、英米法系でも侵害原理（Harm Principle）という考え方が学者の間で大いに議論されています。これは、もともとイギリスの哲学者J・S・ミルが「自由論」という本のなかで、国家が国民の自由を制限できるのは「他人に対する侵害」（Harm to Others）がある場合だけだ、と主張したことに由来します。ミルは自由の制限

一般について述べているのであって、とくに刑罰による自由制限に限っているものではありませんが、のちの学者がこれを応用して「犯罪は他人に対する侵害である」、または「他人に対する侵害を含む行為のみを処罰すべきである」と主張するようになったのです。これは国民の自由を広く保障するため、法によって処罰することができる行為の範囲を他人に対する侵害のある場合に限定しようとするもので、現代国家における過剰な犯罪化（overcriminalization）の批判にもなっています。ただ「他人に対する」侵害でいいのかという問題はありますね。例えば、我が国では麻薬などの薬物は製造や輸入や販売だけではなく、自分で使用することも処罰されます。しかし薬物の使用は自己毀損であって他人を侵害するものではないと考えることもできますね。そうすると薬物の自己使用は処罰すべきではないことになる。あるいは自殺幇助罪とか自殺教唆罪はどうか。みずから生命を放棄しようとする人を自殺するように手伝うのは「他人に対する」侵害には当たらないのではないか。じっさいドイツではこれらの罪は廃止されました。日本ではまだ残っていますが、これは多分「自殺を助ける人、勧める人にとって自殺者は他人だから、（自殺を）助けること、勧めることは、その他人（の生命）に対する侵害にあたる」という考えに立ったものと思われます。これまでのところで、現代における犯非の概念は、単に法によって定められたというだけではなく、「法益侵害」という実質を必要とすることをお話しました。

・刑罰について

犯罪に対して刑罰が科せられます。そこで、残りの時間で刑罰の話をします。刑罰は、国家が犯人である個人に害悪を加えることです。つまり死刑でしたら生命を奪うし、自由刑（懲役・禁固）でしたら自由を奪うし、罰金刑でしたら財産を奪うので、これらが害悪の内容となります。そういうことがどうして国家に許されるのでしょうか。これは、何のために刑罰を科すのか、すなわち刑罰の目的、ないし正当化根拠の問題です。古くから激しく論議されてきましたが、現在でも決着がついていないとはいえません。

古くからある考え方は応報刑論です。これは、素朴な民衆意識として伝えられてきたもので、タリオの原理（同害報復論）などに典型的にみられます。すなわち犯人が加えた害悪と等量の害悪を犯人に返すことが刑罰するのに、個々人の再犯を抑制するという方法を用いるか、犯人以外の一般人が犯罪に陥るのを抑制するという方法を用いるかによって特別予防論と一般予防論に分かれます。特別予防論によれば、再犯防止のために必要な刑こそ正しい刑であるので、そこから改善刑、教育刑の理念が導かれます。一般予防論は、犯人の処罰によって一般人に影響をあたえ、これによって将来起こりうる犯罪を未然に防止しようとするものであります。そうすると一般予防のために求められる刑は、どうしても厳罰的なものにならざるを得ないでしょう。

刑罰の正当化根拠としての応報刑論、特別予防論、一般予防論にはそれぞれに問題があり、一つの立場で説明し尽くすことはむずかしい。どうしてもこれらの立場を統合する必要があります。どう統合するか。それが対刑論と呼ばれています。

近代に入ると相対刑論が台頭してきます。相対刑論とは、刑罰が犯罪の鎮圧・防止という公共の目的を達成するのに役立つ点に正当化の根拠を求める立場です。そして、この目的を達成するのに、個々人の再犯を抑制

現在大いに議論されているところです。私は特別予防を中心とした統合説（併合説ともいう）を考えていますが、ここではこれ以上立ち入りません。

残念ながら時間が来てしまいました。後半は駆け足になって申し訳ありません。

皆さんにご入学おめでとうと申し上げるのが最後になりましたが、皆さんには一所懸命勉強してほしい、そして有意義な学生生活を送って頂きたいとお願いしまして私の話を終わりたいと思います。

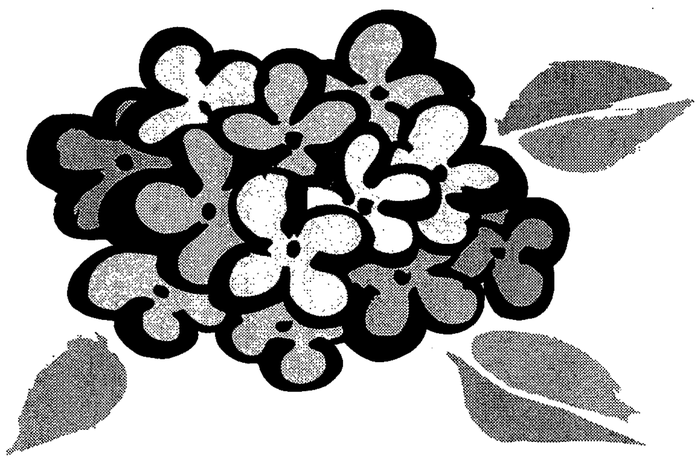

祝辞

平成二十二年度法学部卒業生に贈る



仙台市副市長
伊藤敬幹
（昭和55年卒）

このたびの東日本大震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられたすべての皆様に心よりお見舞い申し上げます。国内観測史上最大規模の大地震およびそれに伴う大津波などにより、仙台市においても沿岸部や丘陵地を中心に想像を絶する甚大な被害を受けました。ご卒業を控えた皆さんにおかれても新たなスタートを切る直前の出来事で、ご自身もしくはご家族が直接被災された方はもとより、ご就職の関係などを含め様々に影響を受けたものと拝察いたします。

被災地の行政組織に身を置く者として、一刻も早い被災者の生活再建、まちの再生・復興を実現するため粉骨砕身し、皆さんと共に全力で取り組みを進めてまいる所存です。

さて、本来であれば卒業式当日に皆さんの前でお話を申し上げる予定でしたが、大震災により卒業式が中止となったため、このような形で同窓会報にてメッセージを贈らせていただくことになりました。

私は現在仙台市の副市長として行政の仕事をしておりますが、一般的な副市長といわれる人が辿るように市役所に就職し長い行政経験を積んだ上で選抜されてこの職に就いたわけではありません。一年と少し前までは日本政策投資銀行の銀行員として企業への投融資や地域経済支援などの業務をしておりました。縁あって大学時代を過ごした仙台市の副市長に就任しましたが、これまでのいわば民と官の両方の経験から感じていること、皆さんの今後に参考になることをいくつか述べたいと思います。

まず初めに、変化が激しく厳しい時代においてピンチをチャンスに変える前向きな強さを身につけていただきたいということです。皆さんの前には洋々たる前途が広がっていると言いたいところですが、少子高齢化と人口減少の進展、低成長を余儀なくされる経済、ますます厳しくなる財政制約に加え、このたびの大震災によって我が国は一層困難な状況に置かれています。中国の諺に「疾風に勁草を知る」という言葉があります。強風が吹いて初めて風に負けない強い草がわかるということですが、疾風の吹きすさぶ今だからこそ皆さんには是非とも勁草になってもらいたいと思います。私の経験では不良債権処理による金融危機の時代に、部長として行った事業再生業務がまさにピンチをチャンスに変える仕事でした。法的整理等に陥った企業に対する投資や融資は当時の常識ではあり得ないことでしたが、我が国で初めて手法を開発し実施したことによりその分野で金融業界をリードしました。変化が激しい時代においては柔軟な思考により状況に対応していくことが重要です。

次に申し上げたいのは、いかなる職業に就こうともグローバル化に背を向けて仕事をしていくことはできないということです。低廉な労働力を求めて生産を海外にシフトすることは以前よりありましたが、現在はむしろ今後とも成長の見込まれる中国をはじめとする新興国のマーケットを狙いとして海外展開を図る企業が大半です。生産、消費市場以外でも、原料の輸入、観光客の誘致、技術者や留学生等の人的交流の活発化など世界各地域との連携・交流が不可欠になっています。一見海外とは関係が希薄に見える県庁や市役所などの自治体やお客様が国内に限られる内需型企業も例外ではありません。仙台市も海外マーケットを取り込む観点から率先して海外への観光プロモーションや物産の輸出を進めているところです。

第三に、アンテナを高くして情報に敏感になるとともに、あらゆることに関心を持っていただきたいということです。これからの時代が今より変化が激しく流動性の高い世の中になっていくことは容易に想像できることです。皆さんの中には超氷河期と呼ばれる就職難を乗り越えて見事志望先に就職された方も多いと思います。しかし、かつてのように就職を勝ち取れば安泰という時代ではありませんし、転職など人材の流動化もごく普通に行われるようになっています。当時金融の世界は時々刻々変化するため常に新しい情報を取り込む努力が必要でしたが、ＩＣＴが普及した現在ではどの業界でも同様かと思います。また稀有なケースではありますが、バンカーから予想もしなかった行政マンになるというようなことも実際にあることなどを考えると、志向や興味に壁を設けず、いろいろなジャンルの情報を入手し、探求する気持ちがあった方が良いと思われます。

第四に人と人とのつながり、ネットワークを大事にしていただきたいということです。このことは同じ仕事を続けるにせよ、仕事が変わるにせよ、いずれの場合でも重要な点です。私自身も日本政策投資銀行支店長の時代には仙台、宮城はもとより東北六県の政官財界の皆様から親しくご指導いただきました。また銀行の課長時代、部長時代などそれぞれのステージで、中央の産業界や官界で活躍する皆様とご厚誼いただいたことが、仙台市の副市長になった今でも私のかけがえのない財産です。

皆さんの大学生活においても、ゼミや学友会、アルバイト等、様々な活動や場面の中で培ってきたネットワークがあるでしょうし、この東北大学法学部の同窓会という貴重なネットワークもあります。これから社会の中で大いにご活躍をされる皆さんは、機会を見つけてネットワークを更に広げる努力をし、かつそれを大切にしてください。

最後になりますが、皆さんには常に変化する環境の中で、柔軟な発想を持って自分自身を常に成長させていって欲しいと願っています。東日本大震災という大きな困難に直面し、逞しく乗り越えた皆さんの経験は、将来にわたって様々な場面で大いに活かされるものと確信しています。皆さんのこれからのご活躍を心よりお祈り申し上げます。

連載　先生の研究紹介

倒産処理法の存在意義を問う

東北大学法学部准教授
河崎祐子

倒産という「非常」事態をどのように処理すればよいのか。私がこの問いを考えるために、まずはこれまでの倒産処理のあり方を振り返り、そのうえで、いま、そしてこれからを考えてみたいと思います。

一　倒産処理法の変遷

(1) 一八九〇年破産法

わが国最初の倒産処理法は、大日本帝国憲法発布の翌年に、商法典の一部として制定されました。折しも、明治政府は不平等条約の改正のために近代法典の整備を急務としており、商人破産の処理に関する八六条項も急いで定められたのです。

では、一八九〇年破産法では、どのような倒産処理のあり方が考えられていたのでしょうか。端的にいえば、それは裁判所による厳格な管理であるとまとめることができます。というのも、破産者は経済社会秩序を乱した悪いものであるから制裁せねばならない、というのが一八九〇年法の基本的なスタンスだったからです。かの梅謙次郎博士が校訂した解説書によると、破産とは、「幾多ノ良民」が「社会ノ安寧ヲ害シ経済上ノ信用ヲ紊乱スル」ものである、それゆえ、破産者には「制裁ヲ蒙ラシメ」るべきだ、というわけです。

つまり、一八九〇年法は、破産を「一私人相互ノ関係ニ止ラス一国ノ商業経済上ニ関スル」ものと捉え、裁判所にそれを監督させることを目指していたという意味で、一つの行政法規として位置づけられていたということができるでしょう。

(2) 一九二二年破産法・和議法

わが国最初の倒産処理法は、大日本帝国憲法発布の翌年に、商法典の一部として制定されました。折しも、明治政府は不平等条約の改正のために近代法典の整備を急務としており、商人破産の処理に関する八六条項も急いで定められたのです。

では、一八九〇年破産法では、どのような倒産処理のあり方が考えられていたのでしょうか。端的にいえば、それは裁判所による厳格な管理であるとまとめることができます。というのも、破産者は経済社会秩序を乱した悪いものであるから制裁せねばならない、というときには利用されないのか。なぜ、ときの最重要な案件は特例的な措置で処理されるのか。また、なぜ現代の倒産法制は、ここぞというときには利用されないのか。

問題として意識されていたことが、その一因かもしれません。

このような状況の中で採用された倒産処理のあり方は、利害関係人の自治と、手続機関である管財人や裁判所との連携、すなわち、当事者と専門家との協働関係を特徴としていました。一八九〇年法とは異なり、一九二二年法では一般破産主義が採用され、手続の対象が商人に限定されなくなったこと、それに伴い、破産手続は破産者の全財産に対する強制的な執行手続と性格づけられたこと、また、その結果として、破産に利害関係を有する債権者のほうが、事情に疎い裁判所よりも事件をよりよく監督できるとされたこと（自衛主義）、などが、こうした倒産処理のあり方を選択させたのだといえるでしょう。

この点について、同法案の審議にあたっていた山内確三郎司法次官は帝国議会でこう答弁しています。すなわち、「偶然ニホトンド予期セザル状態カラ起コッタ破産等ニツイテ自ラ救済スルノ道ガナケレバナラナイ」。山内は、こうした理解に基づいて「破産保険」の必要性を強調する一方で、社会的な視点から、破産を回避して再建を目指すことの重要性をも指摘しています。というのも、破産者の中には「非常ニ可哀想ナ事情ガアル者ガアルカラ」、和議法を合わせて制定して、破産者の救済をつうじた経済社会の救済を考えねばならないためです。ここで山内が念頭に置いていたのは、「破産法ノ根本ノ趣旨」だとされた連鎖倒産の防止でした。

つまり、一九二二年法は、破産を偶然に突然に誰にでも起こりうる事態だと捉えたうえで、債権者による自衛主義と裁判所などによる管理とを組み合わせることで、破産者及び経済社会の救済を目指したものだと位置づけることができるでしょう。そしてそこには、当時の破産法の権威、加藤正治博士による損害の分配という考え方（「一般債権者は消極財産たる損失を分配せられる共同体を構成する」）のほか、現代における倒産法の最先進国アメリカの一九七八年連邦破産法における倒産処理のあり方を先取した部分をも見出すことができるのです。

(3) 現行法制

しかし、破産者の救済という一九二二年法の精神は、債権者のための再生として変形されて、現行法制に引き継がれていくことになります。というのも、一九九〇

年代初頭のバブル経済の崩壊とともに、「不良債権処理、あるいは消費者の過剰債務問題、これらを解決して金融システムを安定させること」（山本和彦）が喫緊の課題となったからです。

二〇〇四年の新破産法の制定をもって大枠が完成した現行法制での倒産処理のあり方は、あえて単純化するならば、「専門家へのお任せスタイル」だということができます。なぜならば、一九二二年法が採用してきた債権者による自衛主義が「効率的ではない」として破棄され、一八九〇年法と同様、あるいはそれ以上に、裁判所が広範な裁量権と監督権を持つようになったからです。ここでの暗黙の前提は、債権者よりも、裁判官を含む倒産処理の専門家の方が、債権者の利益をより迅速かつ効率的に実現できるということでしょう。

ただこうした前提は、一八九〇年法から一九二二年法に引き継がれていった社会的な視点を相対的に軽視することを意味しているといえます。たとえば、不良債権処理を迅速かつ効率的に進めるためには、無駄のものは取り除き、活かせるものは有意義に再生させる必要があるでしょう。しかし、そこでいう「無駄」かどうかの基準は、しばしば、市場のニーズに即したものになりがちです。そうすると、少なくとも理屈のうえでは、経済的な効率性が最優先され、それ以外の価値は軽んじられることになりかねません。こうして現行法制では、極端な言い方をすれば、債権者の利益を実現するために市場の原理を用いて事業や資産の再生を図るものとなり、破産者の救済をつうじて経済社会の救済を目指すという一九二二年法の精神は、金融システムの安定化に奉仕するために変形されていったのです。

二　現代的課題

以上の歴史は、専門家による管理と当事者による自治のどちらをベースに倒産処理を行うか、をめぐる葛藤として捉えることができます。倒産処理の場面では、債権者の利益の実現といってもすべての債権が回収できるわけではありません。そのため、法に則った権利の実現という側面だけでなく、損害の分担というもう一つの側面、すなわち倒産に伴う損害を誰がどのような方法で社会的に分担していくのか、そしてそれを誰が決めるのか、という問題が出てくるわけです。しかし、不良債権処理を主な目的として制定された現行法制では、この損害の分担という側面が十分に議論されないまま現在に到ってしまいました。

これに対して社会的な視点に立てば、倒産処理に関わる人間自体が多様な価値観や利害関係を有しているということが見えてきます。だからこそ、裁判所をはじめとする専門家が必要とされるのだといえるでしょう。なぜならば、この公平に交渉するフォーラムが必要となるからです。ところが、現行法制のように、債権者の利益を迅速かつ効率的に実現することに重きを置けば、究極的には、裁判手続に手間暇をかけないことこそが最も「効率的」であるとみなされて、公正さや公平さの担保されたフォーラムとしての裁判所の役割は失われてしまうかもしれません。その結果、損害の分担については互いに押し付けあうか、もしくは力のあるものが力のないものに対して押し付ける、というあり方になってしまうでしょう。こうした問題は、倒産処理の場面に限られません。例えば、二〇〇八年九月のサブプライム問題に端を発した世界金融危機は、最先端の金融工学を駆使してリスク（＝損害）を他者に押し付け続けた結果、それが自分のところに戻ってきて現実化したものなのではないでしょうか。また、この三月の東日本大震災では、災害当事者たちが復興に向けて様々なプロジェクトを立ち上げつつありますが、専門家による復興計画の立案とこれに伴う区画整理や建築制限などとぶつかり合う局面が少なくありません。これは、問題の解決を当事者の自治と専門家による管理とのいずれに委ねるのかをめぐる葛藤として捉えられそうです。このような社会的な問題をどのように解決していくのか。いまこそ、私自身を含め法律の専門家はよりセンシティブに、社会に対して目を見開いて考えていかなければならないと思います。

三　「震災後」に向けて

大震災後の復興に向けた動きを見つめてきて、私は改めて、当事者のもつ底力や可能性、多様性に圧倒されました。専門家による復興計画の策定に大変な時間がかかっている一方で、真っ先に立ち上がって復興の道筋を描き、第一歩を踏み出したのは大災害の当事者たちだったからです。「震災後」を考えるにあたっては、まず、このような当事者による多様な活動を、専門家による管理の視点から「混乱」として捉えるのではなく、活力や創意としてシンパセティックに受け止めることが重要なのではないでしょうか。そしてそうすると、多様な価値や利害を交渉する公正・公平なフォーラムとして、裁判所の役割を改めて問い直す必要がでてくるでしょう。日本の司法制度については、竹下守夫先生の名著『裁判所法』があります。私のことを wissenschaftliche Tochter と呼んで下さった竹下先生の御学恩に報いるためにも、先生のこの偉大なご業績を正しく理解し、僅かでも発展させることができれば、というのが私の研究者としての僭越な願いです。

平成23年5月末現在の会員構成(概数)

①	通常会員	8,368名
②	学生会員	1,040名
③	特別会員	27名
④	不明会員	4,951名
⑤	逝去会員	2,673名
	計	17,059名

東北大学法学部同窓会法科大学院部会設立のご報告

東北大学法学部同窓会法科大学院部会　部会長　伊藤佑紀
（平成18年卒）

このたびの震災により被害に遭われた方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

私は、東北大学法科大学院の一期卒業生で、昨年設立されました東北大学法学部同窓会法科大学院部会の部会長を務めさせていただくこととなりました伊藤佑紀と申します。

前記のとおり、平成二十二年十一月十二日、東北大学法学部同窓会法科大学院部会が設立されましたので、その設立経緯や今後の活動方針等について、簡単にご報告させていただきたいと思います。

東北大学法科大学院は、平成十六年に設立され、既に多くの卒業生を輩出してきましたが、法科大学院固有の同窓会組織は存在していなかったことから、大学院と卒業生との間の情報交換・連携が十分には行われているとはいえませんでした。

そのような事情もあって、芹澤英明東北大学法学部同窓会長（当時）の下、阿部純二同窓会副会長、佐藤隆之法科大学院長、清水廣行同窓会事務局長、佐藤裕一同窓会理事を中心として、同窓会法科大学院部会設立のための検討・準備が進められてきました。

そして、昨年十一月十二日の設立総会を経て、東北大学法学部同窓会法科大学院部会が設立されることとなりました。

設立総会においては、各地から多数の卒業生が参集し、規約の承認や組織としての人選が行われ、僭越ながら、私が部会長を務めさせていただくこととなりました。

また、年一度の割合で法科大学院部会総会を開催することや名簿を作成することなど、今後の活動方針も確認され、設立総会は無事終了いたしました。

法科大学院部会が設立されたことで、大学院側から卒業生への連絡がスムーズに行えることは勿論、卒業生側においても、法科大学院とのコンタクトが取りやすい環境になったといえます。

芹澤先生をはじめ、同窓会法科大学院部会の設立にご尽力いただきました諸先輩方には、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

なお、東北大学法科大学院は、昨年、片平キャンパス内に「片平エクステンション教育研究棟」が完成するなど、より一層充実した学習環境が整いましたが、一方で、本年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多くの学生・教員の方々が、直接または間接的な被害を受けたものと思われます。

同窓会法科大学院部会としましても、これまで我々部会員が多大なる恩恵を授かった東北大学法科大学院に対して少しでも恩返しができるよう、法科大学院との連携を強化して、今回のような震災被害を乗り越えるべく、そして更に充実した教育環境を整えていただけるように、様々な面でご支援・ご協力させていただきたいと考えている次第です。

平成22年度　卒年別　会費納入会員数

卒　年	昭14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	旧28	新28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
会員数	1	1	7	5	1	8	0	5	10	15	3	7	13	12	21	27	30	27	36	41	27	49	62	61	30	34

卒　年	昭39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平1
会員数	48	22	25	21	40	26	24	26	30	28	23	28	15	27	11	27	18	26	15	17	15	10	14	9	13	11

卒　年	平2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	院生	新入生	合計
会員数	15	17	10	8	13	6	5	12	4	7	5	2	6	10	4	0	8	7	10	9	18	10	165	1453

※「院」…全ての大学院卒業・修了者を対象

1. 35年卒が最高でした。
2. 平成卒の方のご協力をよろしくお願いいたします。

推薦図書

『言葉が独創を生む　東北大学ひと語録』

S四十四卒の阿見孝雄氏が『言葉が独創を生む　東北大学ひと語録』と題する本を河北新報出版センターから出しました。かつて東北大の教壇に立った各学部の名だたる教授陣から、慶応元年生まれの初代総長澤柳政太郎先生から昭和九年生まれの樋口陽一先生まで四十二名を選び出し、それらの方々の様々な資料に目を通して、数々の名言やエピソードで功績や人柄を振り返り紹介する本です。法学部からは、「現代家族法の父」と呼ばれた民法の泰斗　中川善之助先生（「若き日の友情と感激のために」）、国際司法裁判所判事を長年務めた世界の海洋法の権威　小田滋先生（「国際法も法である。実務に役立つ法律家でありたい」）、わが国を代表する憲法学・比較憲法法学の権威樋口陽一先生（「正統の頑迷さが無ければ、異端のかがやきもない」）の三名が取り上げられています。

著者は緒言で『東北大学には、学風というよりも「遺伝子」と呼んだ方が正確に思える伝統があります。具体的には、我が国にとって貴重な「独創精神」あるいは「初めてを始める精神」と表現できるものです。』と記し、あとがきで『仙台や宮城の地では、戦後に、ある「呪文」が唱えられてきました。『東北大学なんてスゴクない、たいしたことがない』というあの言葉です。（中略）足下の自分たちの持つ最高の「強み」を、自分たちで踏みつけて喜んでいたその精神にあるのです。これで、地域全体がどうして豊かに、誇らしくなれるのでしょうか。（中略）本書が『東北大学はスゴイ』という、地域や日本を、そして結局はあなた自身を、元気に、前向きに変える《魔法の言葉》を広げるほんの一助になれば、これほど嬉しいことはありません。』と熱く語ります。東北大学百周年・法学部六十周年を数年前に迎えた今、「研究の東北大」の伝統とルーツを尋ねる好著として広く同窓会員の皆さまにお読みいただきたいと思い、推薦いたします。（税込八百四十円ですが、ご帝望の方は八百円（送料込）を添えて同窓会事務局までお申し込みください。）

（法学部同窓会常任理事会）

河北新報

言葉が独創を生む

東北大が誇る碩学に光

阿見　孝雄　著



「東北大なんて大したことない」。同大OBの著者は、地元の大学を卑下したがるこうした仙台人の気質に一石を投じなければ、と感じてきたという。そんな著者の母校愛が、かつて東北大の教壇に立った研究者たちの紹介書として結実した。

登場するのは、東北帝大初代総長沢柳政太郎氏（1865～1927年）から比較憲法学の権威樋口陽一氏（1934年～）まで各分野の碩（せき）学42人。数々の名言やエピソードで功績や人柄を振り返った。

研究者たちの言動はユニークで示唆に富む。「変なことが起こるから、実験は面白いんだよ」と学生を励ましたのは、放送受信用の八木アンテナ開発で知られる八木秀次氏（1886～1976年）。電波測定の実験がうまくいかなかった学生の報告結果を自分で再確認すると、別の素材を使った実験を試み、「指向性アンテナ」発明の端緒に結び付けた。

「研究の東北大」の代表者として著者が挙げるのは、永久磁石鋼「KS鋼」を発明した本多光太郎氏（1870～1954年）。本多氏が残した「産業は学問の道場なり」の言葉にこそ、「実学の東北大」の神髄が表れていると主張する。

著者は1945年福島市生まれ。東北大法学部を卒業後、東京の銀行勤務を経て仙台市に企画会社を設立した。

河北新報出版センター　022（214）3811＝840円。

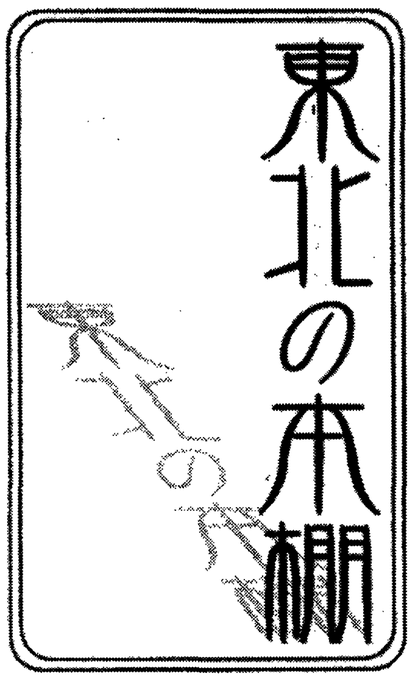

自主ゼミだより

法学部学生自主ゼミの活動を周知するための頁を新設しました。現役学生の皆さんの活動状況をご覧いただき、かつてこれらのゼミに所属して活躍された会員の方々はもとより同窓会員の皆様から後輩への助言・支援をよろしくお願いいたします。

○無料法律相談所（代表　4年　松本侑樹）

・**メンバー**：4年生29名・3年生30名・2年生26名・1年生29名

・**活動内容**：平日所定の時間に市民の皆様からお電話にて相談内容をお聞きし、毎週土曜日、川内南キャンパスにて面談･検討して回答する形態をとっています。今年度も既に50件を超す相談が寄せられています。本学の教授や弁護士の先生に協力していただき、相談のバックアップをしていただいております。また夏季に東北地方都市での出張相談会を開催し地方での法的問題を少しでも解消できるように活動しています。

・**活動日程**：5月14日～7月16日の各土曜日（6月12日を除く）
8月13日　山形県天童市にて出張相談
（10月以降日程未定）

・**先輩へのメッセージ**：大震災の影響で活動開始が例年より一カ月遅くなりましたが、無事再開に漕ぎつけました。これも先輩皆々様方の多大なるご支援の賜物と、この場を借りて、感謝の意を述べさせていただきます。この度の大震災により数多くの潜在的な法律問題が発生しておりますので、そういった市民の皆様のために微力を尽くして法的扶助に努めていきますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○東北大学法学部模擬裁判実行委員会（代表　3年　太田響）

・**メンバー**：3年生19名・2年生33名・1年生16名

・**活動内容**：法学部学生としての視点から社会問題を取り上げた裁判劇を公演して、市民の皆様に法と社会の関わりについて考えるきっかけを提供します。

・**活動日程**:11月19日20日　東北大学百周年記念会館萩ホールで「死刑と裁判員」をテーマに裁判劇を公演します。

・**先輩へのメッセージ**：当委員会は今年で60年目を迎えます。昨年、裁判員裁判で初の死刑判決が下され、「死刑制度」についての関心が高まりつつありますと思われます。これを受けて今年のテーマを設定しました。震災のため一カ月ほど活動が遅れていますが、委員一同公演の成功のために毎日努力しております。先輩方もお時間がございましたら是非公演に足を運んでくださると幸いです。今後とも、何とぞよろしくよろしくお願い申し上げます。

○法社会学研究会（代表　2年　黒川政矩）

・**メンバー**：4年生2名・3年生7名・2年生5名・1年生7名

・**活動内容**：法社会学研究会は、法律学や政治学の観点にとらわれることなく、社会で起きている様々な事象や問題を取り上げ学習しています。ゼミ形式をとることにより、単に学習するだけではなく、自分の意見を発言したり、議論の中で他人の考えを知ったりする機会も設けられており、主体的に活動がなされています。前期のテーマは「震災の諸問題」に決まりました。後期のテーマは、後期に入ってから決定します。

・**活動日程**：平日の空きコマを利用して、週一回活動する予定。ただし、参加者の都合によって、夏休みや土曜に活動する可能性がある。

・**先輩へのメッセージ**：常日頃等研究会を援助していただいている同窓会の方々に本当に感謝しております。震災のため昨年度の活動報告書「轍」（「公的年金制度」「報道被害の防止と救済」）の作成が遅れましたが6月に発行しました。今後とも、法社会学研究会をよろしくお願いいたします。

○東北大学倶楽部国際法（代表　2年　柳川脩馬）

・**メンバー**：4年生5名・3年生13名・2年生20名・1年生28名

・**活動内容**：架空の国家間に生じた国際紛争について、原告あるいは被告の立場に立ち、それぞれ自らの国の代理人として、国際司法裁判所を模した法廷において弁論を交わし、勝敗を決する大会（前期後期2回）に参加して上位入賞を目指します。

・**活動日程**：8月12日～14日　ASIA CUP Japan Round（東京）
12月末　PhilipC. Jessup International Moot Court Competition（京都）

・**先輩へのメッセージ**：これまでご支援いただきまして、誠にありがとうございます。模擬裁判大会での上位入賞を目標にメンバー一同精進してまいりますので、今後ともご支援の程よろしくお願い致します。

会員だより

私のアイバンク



青木恵一（昭和40年卒）

私は三年前の三月に、左眼の角膜移植手術を受けました。私の場合、角膜混濁症で生れたらしく、両眼とも六十五年間、例えるなら「磨りガラス越し」にものを見ている状態で、眼鏡をかけても視力表の最上段字が判別できませんでした。「ああ、こういうものか」と、自分のハンディキャップと諦めていました。以後、学校、職場等での身体検査（視力検査）で「見えません・分りません」と言わざるを得ない劣等感、屈辱感が何時もつきまといました。

仙台市が実施する高齢者（六十五歳以上）健康診断を受けることになり、復の屈辱・劣等感!?を覚悟して受診した眼科医から「青木さん、この角膜混濁は角膜移植手術で直りますよ。東北大学に角膜移植のスタッフ（システム）ができているから紹介状を書きましょうか!?」の、全く想定外！のプロポーズを受けました。

移植手術を待ち望む視力障害者が多く待機している中、まさか自分が手術を受けられるなんて、そして視力が回復するなんて夢にも思いませんでした。

紹介状での初診日に、症状がかなり重症だったことと、日本人の角膜がなく、アメリカからの航空移送を受けることで、主治医・西田幸二教授から、好運にも翌月手術の決定を頂く事ができました。手術前日までは、もちろん不安もありましたが、全てを西田教授とスタッフに委ね、真っ白な気持ちで、文字通り「俎板の鯉」の心境で手術に臨みました。

「手術中に瞬きができないように」眼瞼?に麻酔注射をされた時だけは印象的な痛みがありましたが、手術室に入ってからの二時間は、手術台に固定されながらも、手を握りながら、ハラハラ、ドキドキ、悶々の、あっという間のドラマだったように思い出します。部分麻酔だったので、直径10㎜の「旧、不良角膜」が、顕微鏡とレーザーメスにより切除され、やがて純良な角膜が縫い合わされ始め、明るい手術室天井のライトが見えた時、私の生涯で最初で最大の感動が始まりました。

「ハイ、終わりましたよ」が遠くに聞こえた時、感謝と安堵、今までの悔しさから解放（開放）さ れる期待で、「有難うございました」の心がうまく声になりませんでした。

これまでうっすらと翳んで、濁って見えたものが、手術によってクリアーに見えるようになりました。眼帯が取れ、退院し、毎日の世界が新しい発見と感動の連続になりました。人参がこんなに赤いのか、卵の黄身はこんなに黄色かったんだ！ピーマンはこんな緑だったのか。新聞の紙面や文字がこれほど黒々とくっきりしてたのか。

眼が不自由だったことで、何度も「手術中に瞬きができないように」眼瞼?に麻酔注射をされた時は恥ずかしい気持ちから、前の席にして下さいと言えませんでした。肩が強かったので、中学、高校では野球部に入部はしましたが、日中の逆光や夕方になるとボールが見えない。レギュラーになれず、中途退部をしました。

やがて就職し、営業部門に配属され、運転免許を取る時は喜劇、悲劇でした。適性検査に必要な視力がないため、得意!?の記憶力（術）で視力表を暗記して検査をパスしました。検査官は「見える」から、スラスラ答えるのだろうと疑うことなく適性と「看做し」たのでしょうが、私にとっては「背水の綱渡りでした（公安委員会の方、御免なさい！）でも、次の更新の時に視力検査方式が点滅式に替わってしまい、免許返上の悲哀を味わうことになり、営業職を辞することになりました。

私にとって、この前後が生涯で一番、現実的、具体的に「情けなく」、慙愧に思った時期です。

昨年十月、今度は右眼の角膜移植手術をして頂きました。今回は全身麻酔でしたので手術室に入った直後までしか、記憶・意識がありません。今回もドナー（角膜提供者）はアメリカの方でした。私の両眼（ＥＹＥ・アイ）は米国人の愛（あい）の遺産!?を頂き、私の体は眼を通して日米の「合いの子」になりました。今は、謂わば二十一世紀の「新渡戸稲造」になった（ならねばならぬ）喜びと誇りと、責任・使命感を覚えます。

私がお世話になった「アイバンク」は、亡くなられた方から眼球の角膜部分を提供して頂き、光を失った方が待つ病院等に預けるまでの仲介をする機関です。感染性の症状が無ければ、近視、乱視、年齢を問いません。現在も県内、国内には角膜手術を待っている患者、視力障害者が多くいますが、角膜の提供者が足りないため主にアメリカの方の応援を頂いているのが現実です。

各地の（財団法人）大学アイバンクで献眼の登録をお受けできますので是非とも皆さんにもご理解を頂きたいと、受眼者の一人として希う次第です。

角膜提供を受けた手術の後、提供された方のためにも、自分のこの命は私一人だけのものではない、献眼者のためにも中途半端なことはできないという使命感で一杯になっています。私は今、早期退職後の十年間携わったＮＰＯ、市民環境活動を退き、術後の右眼の治癒を待ちながら、「東北大学アイバンク・友の会」発足への準備をしています。

本物の温泉を後世に遺せるか

温泉学会との奇縁



近畿大学法科大学院教授・
大阪市立大学名誉教授・
温泉学会副会長
藤田勝利（昭和42年卒）

一、二〇一〇（平成二十二）年三月一日と二日、温泉学会宮城・鳴子大会が鳴子温泉の「鳴子観光ホテル」で開催された。二〇〇八年六月岩手・宮城内陸地震（最大震度6強、M7・2）から二年近くたつのに地震の惨状が至る所に残っており、栗駒五湯の復興を願って、「地震と温泉」―岩手・宮城内陸地震から何を学ぶか―というテーマでシンポジウムを行った。竹下賢会長が海外出張のため副会長の私が会長代行として数名の理事とともに宮城県庁や大崎市役所を表敬訪問したり、被災した温泉旅館経営者の案内で栗駒山麓の被害状況を視察したりした。大会当日を含め三回も仙台空港からレンタカーで被災地を回り、会場となる鳴子温泉では、伝統の鳴子こけしの行く末を心配したり、三十数年前に入湯した鬼首の峯雲閣や中山平温泉のうなぎの湯「琢琇」等の名湯で癒されたりしたが、その一年後の三月十一日に便利で快適な仙台空港が巨大津波で機能不全をきたすほど広範囲に甚大な被害をもたらす東日本大震災が起こるとは夢にも思わなかった。

二、温泉学会は、二〇〇三（平成十五）年九月に誕生した新しい学会である。温泉利用者の立場から信頼に足る本物の温泉を後世に遺すことを主眼として設立され、温泉愛好者、温泉旅館の関係者、人文・社会・自然科学等の研究者、ジャーナリスト、ライター、医者、弁護士など多彩な会員約四〇〇名で構成されている。学会誌として「温泉研究」第一号～第七号が毎年公刊されている。温泉学会の設立目的は、温泉に関する多角的・総合的な研究により、福祉や保健の増進に資すること、および生活に根ざした生きた温泉理論を構築し、温泉の質的向上と総合的な発展に寄与することにある。温泉学会は、原則として毎年九月と三月の年二回、全国の温泉地で「日本秘湯を守る会」の協力を得て、全国大会を開催している。温泉枯渇と温泉偽装表示の問題、レジオネラ菌対策と塩素剤投入問題、ホウ素ホウ酸規制と温泉排水問題、大深度掘削と温泉資源など、温泉を巡る様々な社会問題に適時に対応するため各大会シンポジウムでは温泉利用者の目線で議論し、必要に応じ様々の決議文を採択するだけでなく、温泉関連のパブリックコメントや要望書を環境省その他関係部局に提出するなど、積極的に活動してきた。

三、私の温泉学会参加は、二〇〇四年九月草津温泉で開催された第三回大会以来であるが、その遠因は私の温泉人生五十年以上の歩みにある。母の実家が城崎温泉に近かった関係で幼少時より城崎温泉の外湯巡りを楽しむ機会に恵まれた。関西から東北大学に進学したのも東北の温泉と山に憧れてのことである。四年間の学生生活は、もちろん日本を代表する教授陣のご指導と学友との交流も忘れ難いけれども、当時の山登りと温泉巡りは卒業後の人生に多大の影響を及ぼしている。法学部卒業と同時に大阪市立大学法学部助手に採用され、三十五年間お世話になったが、教育と研究にかかわる温泉巡りは数え切れないほどである。学習指導を兼ねたゼミ旅行では、白浜・山中・榊原・赤倉・野沢・白山一里野・湯村温泉などほぼ毎年各地の温泉地を訪れた。助手時代に半年ほど東北大学に内地研修をさせていただき、代表の故服部栄三先生が八十歳になられて解消するまで、毎年夏休みに各地の温泉地で開催された研究報告会はほぼ毎回参加した。作並・秋保・鬼怒川・八丈島の汐間・湯涌・勝浦・林田温泉などそれぞれの温泉地でのことが昨日のことのように思いだされる。

四、二〇〇二年四月、定年五年前に近畿大学法学部に移り、翌二〇〇三年三月に弁護士登録をした。法曹同志会に入会した機縁で、無類の温泉愛好家である大川哲次弁護士（温泉学会副会長）と知り合い、顧問をされている関西大学温泉同好会およびそれが母体となって創設されたばかりの温泉学会にも参加するようになる。私が還暦を迎えた二〇〇四年は、四月には近畿大学法科大学院の創設にかかわり、日本学術会議のシンポジウムのコーディネーターやソウル・上海など三回の海外学術講演など相当忙しかったにもかかわらず、温泉学会に入会したことにより、個人的趣味としての温泉巡りから本物の温泉を後世に遺すことを目指す社会活動の一環として温泉を楽しむ温泉利用者に変質しはじめる。

五、近畿大学法科大学院では会社法と現代商取引法を担当し、主たる研究分野は航空運送法であるが、新たに温泉法の研究が加わった。自然湧出の温泉を保護するために一九四八（昭和二十三）年に制定された温泉法は、動力ポンプによる汲み上げ式の温泉掘削にはほとんど機能していない。温泉法では源泉の泉温が摂氏二十五度以上で水素イオンやラドンなど別表所定の物質が一つでも基準を満たしておれば温泉とされており、しかも掘削申請すればほとんどフリーパスで許可されてきた。近時の温泉ブームによる日帰り温泉や温泉付きマンションなどにみられる一〇〇〇m超の大深度掘削、温泉の湯枯れ現象に伴う温泉偽装表示など温泉資源の危機的状態や本物の温泉に対する信頼の失墜などに直面している。また地球温暖化に対するクリーンなエネルギー資源として地熱の利用との共存問題も持ち上がり、二〇一一年三月八日の三重・熊野大会シンポジウムで取り上げたばかりである。その三日後に、東日本大震災が勃発し、巨大津波と巨大地震そして福島原発の未曾有の事故という三重苦の災害にみまわれ、東北の有数の温泉地も交通の遮断や風評被害で大変な苦労を強いられている。そこで今年九月に被災地の支援を兼ねて福島県で秋季大会の開催を計画し、現地と調整してきたが、開催予定の温泉地が避難所になっているため急遽変更をせざるを得なくなった。温泉大国日本のかけがえのない温泉資源を後世に遺すため、今後とも温泉保護と環境保全に尽力していくつもりである。

わが友「江戸川柳」

川島満男（昭和44年卒）

三月一一日、想像を絶する巨大な地震と津波が東北地方を襲いました。同窓生やその親族縁者・友人・知人の方たちの中にも被災された方が居られるのではないでしょうか。余りにも多くの人命が失われてしまいました。人類が誕生して以来、この地球上にどれほど多くの人が誕生したのでしょう。また、これから先、どれほど多くの人が誕生するのでしょう。しかし、どれほど過去に遡っても、絶対に同じ人は存在しえません。それだからこそ一人一人の命が大切なのでしょう。掛け替えのない命が奪われてしまったのです。犠牲となられた方たちの御冥福と残された方たちのご健康を心からお祈りいたします。

ところで、昨年末、『江戸川柳で読む日本の歴史』（角川学芸出版）を出版することができました。そこで法学部同窓会事務局から「何か裏話を」という身に余るお話を頂きました。こんな非常事態の下で川柳の話題など脳天気と思われるでしょうがご容赦下さい。

高校生の頃から江戸川柳に興味を持ちました。その対象とする題材は広く、その表現は非常にユニークです。『まだ桃も流れて来ぬに子は寝入り』（桃太郎）、『三日月の間兎は外で搗き』（餅）、『二三尺蝶々猫をつりあげる』、『黒犬を提灯にする雪のみち』など頓知・ユーモアに富んだ句もあります。バレ句という卑猥なものもあります。しかし、『薄雲の竹を障子に月が書き』、『しんの闇つきあたらぬは梅ばかり』、『すすきかる鎌三日月の見えかくれ』などの芸術性豊かな（？）句もあります。また古典文学を読んだ句も多くあります。『ぬれた御衣隣の山で干し給ひ』は、百人一首の「秋の田のかりほの庵の苫を荒みわが衣手は露にぬれつつ」（天智天皇）と「春過ぎて夏来にけらし白妙の衣ほすてふ天の香具山」（持統天皇）です。『小町ほどあってにぞろを歌によみ』は、小野小町の「花の色は移りにけりないたづらに我が身世にふるながめせしまに」です。『其後はこわごわ翁竹を割り』（竹取物語）、『立の歌横にして見りやかきつばた』（「唐衣きつつなれにし妻しあればはるばるきぬる旅をしぞ思ふ」）、『業平が歌に詠ぬと名なし鳥』（「名にし負はばいざこと問はむ都鳥わが思ふ人はありやなしやと」、伊勢物語）、『貫之は猫を追ひ追ひ荷をほどき』（土佐土産の鰹節、土佐日記）、さらに、『雪のなぞとけて御簾をまきあげる』（枕草子）。源氏物語では、『かたひ寺見立て式部かりる也』、『いしいしをたべて明石へ書きかかり』、『此糸で綴って六十帖にする』（此糸から書き始めたという伝説）、『仙人さまあと濡月の見えかくれ』などの芸術性豊かな（？）句もあります。また古典文学を読んだ句も多くあります。『ぬれた御衣隣の山で干し給ひ』は、百人一首の「秋の田のかりほの庵の苫を荒みわが衣手は露にぬれつつ」（天智天皇）と「春過ぎて夏来にけらし白妙の衣ほすてふ天の香具山」（持統天皇）です。『小町ほどあってにぞろを歌によみ』は、小野小町の「花の色は移りにけりないたづらに我が身世にふるながめせしまに」です。『其後はこわごわ翁竹を割り』（竹取物語）、『立の歌横にして見りやかきつばた』（「唐衣きつつなれにし妻しあればはるばるきぬる旅をしぞ思ふ」）、『業平が歌に詠ぬと名なし鳥』（「名にし負はばいざこと問はむ都鳥わが思ふ人はありやなしやと」、伊勢物語）、『貫之は猫を追ひ追ひ荷をほどき』（土佐土産の鰹節、土佐日記）、さらに、『雪のなぞとけて御簾をまきあげる』（枕草子）。源氏物語では、『かたひ寺見立て式部かりる也』、『いしいしをたべて明石へ書きかかり』、『此糸で綴って六十帖にする』（此糸から書き始めたという伝説）、『仙人さまあと濡徒然草では、『外科へ行れ手でだきおこし』、『外科へ行く鼎は犬にとりまかれ』、『つれづれに鰹は食うな鯉は食へ』などです。俳句では、『古池のぽちゃんがきえて座頭に手を引かれ』、『こしかたを思うなみだは耳へ入』です。

池や蛙飛び込む水の音」）、『蚊が無いと其角千両迄はつけ』（其角「夏の夜や蚊をきづにして五百両」）、『朝顔の名句貰った水で書き』（千代女「朝顔に釣瓶とられて貰い水」）などです。

法曹を志して法学部に入った私ですが、勉強はしませんでした。卒業後も定職には就かず、『はねの有いひわけ程はあひる飛ぶ』え、少しは法律を勉強しましたが、『學文とはしごは飛のぼられず』です。『翁はとびこみ道風はとびあがり』の蛙にも及びませんでした。財産も定職もありませんから家庭も無く、『かけとりのいいわけをする川瀬喜内』（為替来ない）、『香の物へし折ってくふ一人もの』です。それでも、『孤着ても身は富貴なり冬牡丹』の気持ちでした。しかし、『金さいふひろふとつっつきおこされる』と情けない夢を見ることになります。『不男のいらざる年のかくし事』しても、『あたりからやかましくいう年になり』法曹を諦めました。人の役に立ちたいという志しを持って法学部に進んだにもかかわらず、『てうちんがきえて座頭に手を引かれ』という有様です。『こしかたを思うなみだは耳へ入』です。

それ以後は、『捨てた気で捨てられている草の庵』（世捨人）ですが、時間だけは豊富にありました。江戸川柳の中から日本史に関係する人物・事件を拾い出してまとめて見ました。当初は出版するなど夢にも思いませんでした。ところが、偶然なのですが、四〇Jの同期生で一緒に「中善行進」を歩いた鈴木彪君に三十余年ぶりに会うことになったのです。出版のプロである彼に恥ずかしげもなく江戸川柳をまとめた「原稿もどきもの」を読んで貰いました。彼が是非とも出版するようにと東奔西走し、また他の同級生の強力な応援もあって本として日の目をみることになったのです。皆さんには心から感謝しております。機会がありましたならば同窓生の皆様にも読んで頂けましたら光栄に思います。

深草の野辺の桜し心あらば
今年ばかりは墨染めに咲け
（古今集・上野峯雄（かむつけの））

本部だより

（1）平成22年度収支決算（案）と平成23年度予算（案）

平成22年度は、「記念誌」発行の翌年であり平年の予算執行となりましたが、残念ながら新入生の会費納入が捗々しくなく、収入予算を大きく下回りました。通常会員のみなさまにほぼ予算どおりのご協力が得られましたので、なんとか大幅なダウンを見ることなく締めくくることができました。通常会員のご厚意に心から感謝申し上げます。一方で支出をかなり節約し少しでもプラスを残せるように努め、また年度末に予定されていた「修了・卒業祝賀会」が中止された結果、予算をわずかに上回る収支差益を残すことができました。これで6年連続してプラス差益を計上し、さらなる財政基盤強化を図ることができました。こころから感謝申し上げます。平成23年度は、引き続き「組織強化」を課題として運営して参りますが、会員への情報提供を充実させるためにホームページに「会報創刊号から最新号まで」その中味を覗いていただけるようにし、その予算を新規に計上いたしました。ただし収入面では、震災によって入学が遅れた等の影響のためか今年度も新入生の納入額がさらに落ち込んでおります。このため、昨年に比べさらに小規模の予算を組まざるを得ません。未曾有の震災によって今なおさまざな困難の中にあるときではありますが、通常会員の皆様には会費のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

★収入の部　　単位:円

項　　目	22年度予算	22年度決算	予算対比	23　年　度　予　算
1)会費等	5,537,500	5,305,000	−232,500	5,250,000(年会費･新入会員および通常会員)
2)利　息	11,010	3,147	7,863	3,200(実績勘案)
3)広告料	0	0	0	0
4)雑収入	44,500	112,000	67,500	27,500(記念誌･名簿販売･その他)
合　　計	5,593,010	5,420,147	−172,863	5,280,700

★支出の部

項　　目	22年度予算	22年度決算	予算対比	23　年　度　予　算
1)会議等	390,000	308,800	−81,200	320,000(通年並み)
2)事業費(記念誌･会報発行他)	1,210,000	998,074	−211,926	1,250,000(会報･進路を考える集い等)
3)事務費(旅費･人件費等)	2,742,500	2,669,845	−72,655	2,582,500(実績勘案)
4)通信費(郵送料他)	740,000	722,332	−17,688	730,000(通年並み)
5)振替手数料	180,000	168,170	−11,830	170,000(実績勘案)
合　　計	5,262,500	4,867,221	−395,279	5,052,500

★収支差額の部

項　　目	22年度予算	22年度決算	予算対比	23　年　度　予　算
1)期間収支差益	330,510	552,926	222,419	228,200
2)前期繰越金	21,282,993			21,835,919
3)次期繰越金		21,835,919		22,064,119(見込み)

注:上記の収入、支出差益ともに(案)であり、「理事会」「総会」の承認を経て成立する予定です。
(お詫び)前回37号の報告で、21年度予算の欄に20年度の予算数値を誤掲載したため、対比数字が間違っておりました。ご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。なお、監査等には影響がなく予･決算とも原案通り承認いただいております。

(2) 平成23年度法学部同窓会行事予定

平成23年
- 4月11日　東海支部総会（名古屋「鳥久」）
- 4月27日　第1回常任理事会（ホテル法華クラブ仙台）
- 5月6日　法学部新入生オリエンテーション講演（荒中弁護士）
- 5月27日　法学部新入生歓迎会法祭大（国際センター）
- 5月30日　学術振興基金支援グループ懇談会（法学部小会議室）
- 6月4日　広島支部総会（鯉城会館）
- 7月6日　会計監査（法学部小会議室）
- 7月6日　学術振興基金理事会（法学部小会議室）
- 7月11日　学術振興基金申請採択連絡会（法学部小会議室）
- 7月20日　同窓会会報第38号発行
- 7月28日　秋田支部総会
- 7月29日　第2回常任理事会（ホテル法華クラブ仙台）
- 8月26日　北海道支部総会（ビヤケラー札幌開拓使）
- 10月8日　平成23年度理事会（片平　エクステンション教育研究棟）
- 10月12日　進路を考える集い（法学部大会議室）
- 10月14日　進路を考える集い（法学部大会議室）
- 10月17日　進路を考える集い（法学部大会議室）
- 10月28日　福島支部総会（杉妻会館）
- 10月　東北芝蘭会総会（ホテル法華クラブ仙台）
- 10月　岩手支部総会（盛岡メトロポリタンホテル）
- 11月4日　東京支部総会（学士会館）
- 11月11日　同窓会本部・宮城支部総会（ホテル法華クラブ）

平成24年
- 1月20日　大阪支部総会（アサヒスーパードライ梅田）
- 1月25日　第3回常任理事会（ホテル法華クラブ仙台）
- 3月27日　法学部卒業祝賀会

(3) 同窓会学術振興基金

法学部同窓会学術振興基金（理事長吉田正志教授・S45年卒）では、平成22年度に①大学院生が刊行している研究紀要「東北法学」へ150千円　②「無料法律相談所」へ70千円　③「模擬裁判実行委員会」へ70千円　④「法社会学研究会」へ50千円　⑤「倶楽部国際法」へ70千円　⑥法科大学院生の司法試験対応のための「萩法研究会」へ450千円　合計860千円の活動経費補助支出を行いました。これにより「東北法学」は紀要35号36号を刊行、「無料法律相談所」は須賀川市での出張相談を実施しました。「模擬裁判」は川内萩ホールにおいて11月13･14両日「灯」と題する犯罪被害者を見つめなおすテーマでの公演を行いました。「法社会学研究会」は前期に「年金制度」、後期は「報道被害」についての研鑽を深めました。「倶楽部国際法」は恒例の国際法模擬裁判コンクールで活躍しました。「萩法研究会」は前年度の司法試験合格率が思わぬ苦戦であったことから力の入った取り組みとなり再び合格率ランキングー桁台と上位の成績を収めることができました。今後も対象団体を増やしつつ継続的に安定した支援活動を展開して参りたいと思います。

(4) 同窓会会員名簿作成について

現在発行済みの会員名簿は平成19年度版で、今年で丸4年が経過します。そこで来年11月に平成24年度版を作成刊行する予定でしたが、今回震災復旧との絡みから賛助広告のお願いが困難と判断し、作成作業を一年延期することにしました。これまでも毎年の会報送付や皆様からの住所変更連絡等により事務局での登録データ補修作業を継続的に行っておりますが、個人情報保護法の制定以来名簿作成は年々困難になってきております。同窓会組織にとって名簿データは文字通り組織の生命線です。名簿としての内容を充実させるため皆様の更なるご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

支部だより

北海道支部

西澤　香衣

北海道支部では、平成22年度総会を平成22年8月27日、札幌市中央区のビアケラー札幌開拓使にて開催いたしました。

当日は、同窓会本部より、芹澤会長と清水事務局長にご参加いただき、支部からは小納顧問以下20名、総勢22名での会となりました。

竹田事務局長（S61卒）の司会により、総会で会計報告が承認されるとともに、役員改選にあたっては、満場一致で新田支部長（S46卒）、佐藤副支部長（S48卒）および新たに2名の理事が選出されました。その後、今年も元気なお姿を見せてくださった小納顧問（S16卒）の乾杯により、ビール会が開始されました。

芹澤会長と清水事務局長からは、エクステンション教育研究棟や大学の現況についてお話いただきました。また、参加いただいた会員のみなさまからは、ユーモアを交え一言ずつ近況報告がなされました。

今年は、中尾　天さん（S57年卒）からのご紹介もあり、若手の参加者が増え、例年よりも一層活気のある会となり、職業や世代を超えて親睦を深めることができました。

最後は、司会者の指名により、目澤大樹さん（H12卒）、稲川貴之さん（H19卒）の締めの乾杯で、和やかに終了いたしました。

長年の懸案事項である若手参加者の減少と会計の貧困さも、本部および会員のみなさまのおかげでわずかながら改善傾向がみられます。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

今年度岩手支部総会は、平成22年7月9日（金）午後6時からホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて開催された。当支部は、事務局の把握で148人の会員を擁しているが、当日は18人の会員の参加が得られたほか、同窓会本部から芹澤英明同窓会長（法学研究科長）及び清水廣行事務局長の2人の来賓をお迎えし、盛大な総会・懇親会となった。



当日は、斎藤育夫支部長（S29年卒）の挨拶に続き、芹澤同窓会長からエクステンション教育研究棟の完成のトピックなど、興味深い母校の動向についてお話をいただいた後、議事に入った。議事では平成21年度決算を承認したほか、役負（任期2年）の選出を行い、永らく支部長を務められた斎藤支部長の勇退を承認し、後任に砂山克彦副支部長（S42卒）を選出し、閉会した。その後、恒例の集合写真を撮影し、お待ちかねの懇親会を開会した。

懇親会では、清水事務局長からご挨拶をいただき、同窓会の動向、とくに同窓会50周年記念誌が無事刊行されたことなどについて、興味深いお話をいただいた。砂山新支部長の乾杯の後、各自の近況報告を卒業年次の若

岩手支部

「平成22年度岩手支部総会開催される」

佐野　淳

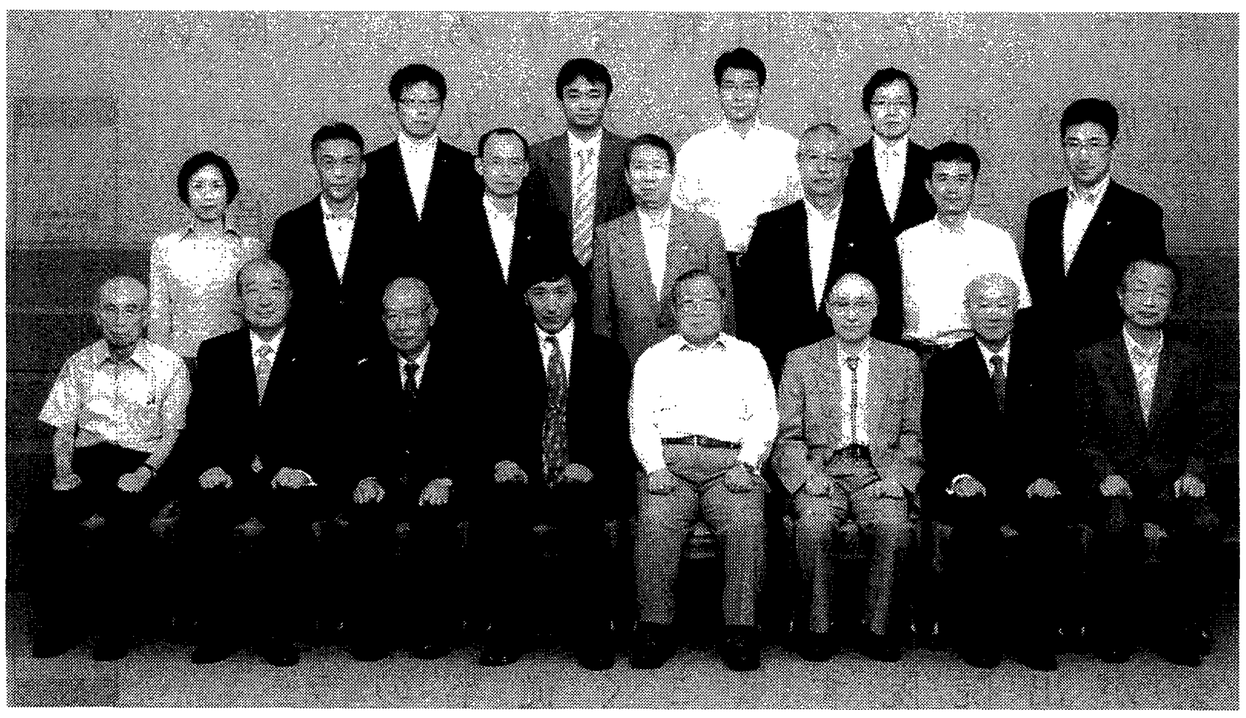

い順に行い、終始和気藹々とした雰囲気で会は進行した。

年配会員は生涯現役とばかりに、ＮＰＯ活動、ボランティア活動に積極的にかかわっておられる方も多く、非常に含蓄のある勉強になる話を伺うことが出来るのが、この会の大きな魅力である。現職会員は仕事・家庭や社会情勢に関する話題が多いが、初めて参加する会員もあり、大いなる逸材も会員の中にあることも確認でき、大盛況の中で会を終えることが出来た。

中堅・若年会員の総会出席が少ないことは従来からの課題であるが、本年は選挙投開票日間近ということもあり、やや寂しい会となった。今後とも、本部からの御来賓をお招きするなどの工夫を擬らし、より多くの会員の総会への出席を確保するなど、産業・金融・学術・法曹・公務等の各分野や各世代の良き交流の場となっている当支部の発展を心がけたいと思っている。

相原正明副支部長（Ｓ45年卒）の中締めでお開きとなった今回の総会であるが、満足げに会場を後にする大先輩方の姿を見るにつけ、毎年度必ず開催している総会・懇親会での楽しい再会を期したところである。

（Ｓ57年卒、岩手支部事務局長）

秋田支部

嵯峨正博

同窓会報への投稿期日が四月末であることはわかっていたが、三・十一の大災害のショックから筆が進まないままゴールデン・ウィークが過ぎてしまった。ちなみにこの大災害により秋田の同窓会員に被害があったという話は耳にしなかったが、小生の近隣の娘さんが仙台市若林区で被災しその父親が突然供給不足となったガソリンをかき集めて車で娘さんを避難先に迎えに行ってきたとか、福島県に嫁にいった近隣の娘さんが原発被害で実家に戻ってきたとか身近に災害を感じさせるものがあった。仙台への新幹線「こまち」の運休は四月末まで続き仙台の街や大学がどのような状況にあるのかの情報は全くない状態の中で同窓会報へ例年通り支部行事を書いただけでいいものか戸惑ってしまった。

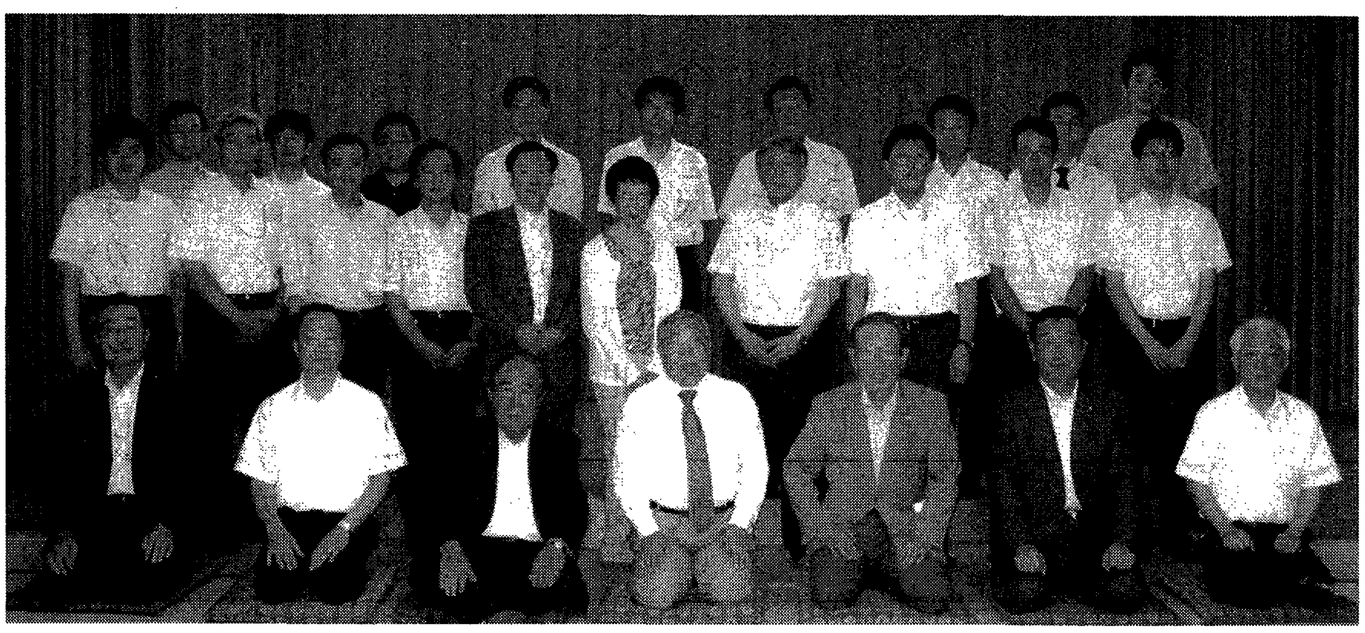

以上を前置きとして一応秋田支部の昨年の総会について述べてみます。

総会は二十二年七月三十日「ルポールみずほ」で行われ、二十数年ぶりに同窓会本部より役員が来秋されるということで（予定では、稲葉前法学部長と清水事務局長）支部の事務局も緊張していたが、当日新幹線「こまち」が盛岡―秋田間で土砂崩れのため不通となり、結局清水事務局長だけが盛岡―秋田間をバス臨時便で来ることになり、支部出席者は「飲んで待っている秋田方式」をとり、午後六時半過ぎ清水事務局長が到着してから、写真撮影、乾杯で開会した。当日の出席者は月末のため金融機関勤務会員の欠席があり前年より三名少なかったが、会員三浦正隆氏（Ｓ52卒）の三種町長当選祝が途中から佐竹秋田県知事（Ｓ52卒）の来賓出席をもあって前年同様盛り上がったものとなった。

（追悼）

同窓会理事会懇親会終了後の二次会で、小生と共に出席常連者だった前大阪支部長大錦義昭さん（Ｓ34卒）の訃報に接し、この場を借りて心からご冥福をお祈り申し上げます。昨年十月九日の理事会終了後の国分町での二次会でカウンターで小生の隣に坐っていた大錦さんが、いつもの元気がないので「どうかされましたか」と声をかけたら「いや、何んでもない」と云っていました。それから間もない十月三十日に永眠されたとのこと。残念です。合掌。

（Ｓ31年卒）

宮城支部

一　宮城支部二二年総会開催

十一月十二日（金）法華クラブで開催。会としては新記録の九七名が出席、そのうち平成卒が半数近くの四三名を占め、従来に比べ若手層が非常に多くなったのが、今回特筆すべきことでした。また、総会に先立ち、平成十六年院卒を第一回生とする「法学部同窓会・法科大学院部会」設立総会が開催され、院卒の弁護士・検察官二四名が出席、一回生の伊藤佑紀弁護士が部会長として選出され、同窓会の一部会としてスタートすることになりました。

総会は酒井事務局長の司会によりスタート、東海林恒英支部長（三三）、阿部純二副会長（三十）の挨拶の後、清水廣行本部事務局長（三九）より本部会務報告、司会より支部会務報告が行われました。第二部の懇親会は岡崎隆一常任理事（四二・本部事務局）が司会し、吉田正志教授（四五・日本法制史）の乾杯でスタート、歓談の中で、佐藤隆之法科大学院長、高橋宏明副支部長（三八・東北電力会長）、

藤田紀子東北芝蘭会会長（四三・弁護士・前法科大学院教授）が挨拶、また、今回新任された役員や、日頃同窓会活動に尽力頂いている地元各職域グループの幹事（世話役担当）が紹介されました。次に、招待された在学生五人（「東北法学」刊行委員会、模擬裁判実行委員会、無料法律相談所、法社会学研究会、倶楽部国際法の各グループ代表）が元気よくアピールし、先輩方より大きな激励の拍手が送られました。最後に田畑精治副支部長（三四）が閉会の挨拶を行い、「同窓会の根底をなすのは財政です。年三〇〇〇円の会費を全員が納入するように、是非周囲に働き掛けて頂きたい」と呼びかけました。締括りでは、参加者全員で大きな輪をつくり、手に手をつないで「青葉燃ゆる」を元気よく斉唱し、総会を終えました。

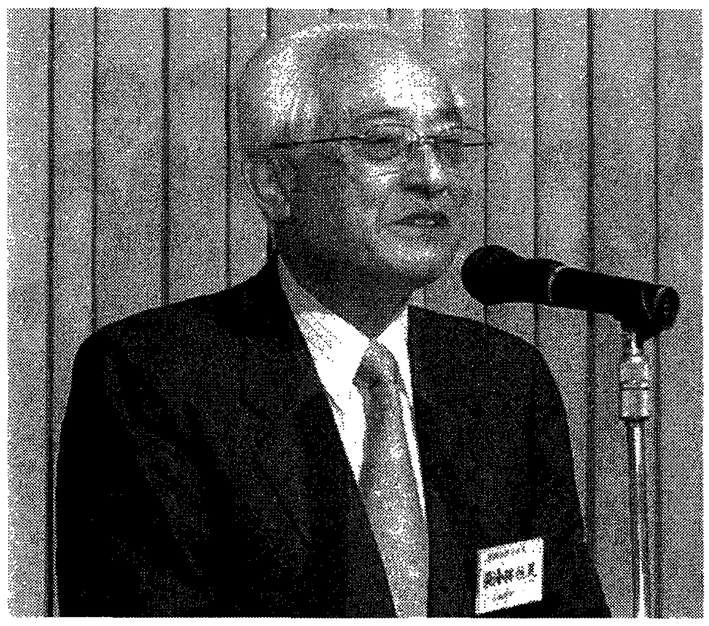

二　第五回東北芝蘭会総会開催

（東北ブロック居住の法学部OG二三〇名がメンバーで、平成十八年設立）

十二月十五日（水）法華クラブで開催、法曹界、宮城県庁、仙台市役所、東北電力の各界で活躍している会員十八名が出席、来賓として藤田宙靖名誉教授（前最高裁判事）、阿部純二名誉教授・同窓会副会長（三十）、稲葉馨教授（五十）が出席しました。佐藤絵美子幹事（平十三・東北竜力）の司会により藤田紀子会長の開会挨拶に続いて藤田名誉教授が「最高裁判所あれこれ」と題して講話をして頂きましたが、普段なかなか聞けない最高裁判事の日常や最高裁内部の審理のプロセスなどのお話で、大変興味深い内容でした。

第二部の懇親会では、各メンバーから職場での活躍ぶりや悩み、あるいはプライベートな家庭の問題等々、お酒の勢いも重なって紅い気炎の応酬になり、大変盛り上がり予定時間を大幅に超過、三時間にわたる熱い総会になりました。



三　同窓会役員・幹事懇談会（上期・下期）開催

在仙会員所属の主要職域5グループ（宮城県庁・仙台市役所・東北電力・七十七銀行・法曹界）に東北芝蘭会、そして十一月に新たに設立された法科大学院部会も加わり、計七グループの現役会員の世話役担当幹事と同窓会役員及び法学部の先生方が一堂に会し、親しく懇談する貴重な機会として半年毎に開催しております。また、上期会には公共政策大学院の渋谷雅弘教授（租税法）に、下期会には水野紀子教授（民法）に講話をして頂きました。



なお、県庁幹事に新たに山本雅伸氏（五九）、法科大学院部会幹事に伊藤佑紀氏（平十六院卒・弁護士）が就任しました。

四　平成卒若手理事の増員

次の方々が新たに支部理事（本部理事も兼務）に就任しました。浅野秀一（平一・七十七）、門間正樹（平二・市役所）、松尾大（平三・弁護士）、村上靖（平四・県庁）、佐藤絵美子（平十三・電力）、小保方陽介（平十八・県庁）

五　東北電力トップ人事

（平成二二年六月）

高橋宏明常任理事（三八）が代表取締役会長、海輪誠理事（四八）が代表取締役社長に就任しました。

（宮城支部事務局長　酒井昌弘　S43年卒）

福島支部

「同窓生の皆様へ」

濱津（はまつ）　篤（あつし）

平成23年3月11日（金）にマグニチュード9・0を超える国内観測史上最大、世界的にも最大級の地震と東北・関東地方の太平洋沿岸に巨大津波が押し寄せ、多くの尊い人命と財産を奪う大震災が発生しました。

福島県内でもこれまで経験したことのない地震、津波により大変な損害が発生しました。さらに、福島県の場合は、原子力発電所の事故が発生し、未だ10万人を超える人々が避難所で



生活しなければならないという極めて重大な災害が現在も継続中です。

被災地の方々それぞれが懸命に復旧、復興に向け努力しており、少しずつではありますが、もとの生活へ向けて歩み始めているところです。

当支部においては、人的な被害は今のところ確認されておりませんが、今回の地震により住居が被害を受け、しばらく別の場所で生活しなければならないなど、実際大変なご苦労されている支部会員の方もいらっしゃることをご報告申し上げます。また、当支部のみならず、各県で被災された同窓生の皆様に改めてお見舞い申し上げます。

昨年度総会は10月29日に28名の会員参加を得て実施、本部から大内教授をお迎えして「アメリカ法制史学事始」のテーマでミニ講義を頂きました。また、佐藤名誉支部長に対して同窓会本部から感謝状並びに記念品が贈呈されました。

今年度の支部総会の開催については、例年と同様、10月の最終金曜日である10月28日を予定しているところです。

このような時だからこそ、普段どおり開催できるよう事務局としてもできる限り努力してまいりたいと考えております。

支部会員の皆様には9月末頃までには御案内いたします。なお、事務局の不手際により、万一お知らせが届かないような場合には、末尾の番号まで御連絡ください。

（支部事務局担当

濱津　篤（はまつ　あつし）

平成5年卒

TEL　024-944-4470（自宅））



東京支部

薬師寺　宏　子

二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災で被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。青春の日々の貴重な四年間仙台の地に暖かく受け入れて頂いた者として、自分に何が出来るかを見つめ永く続けて行きたいと思っております。

また、ネット上で新語が出来るほどの枝野幹事長の頑張りに、支持政党を超えて世論全般エールを送っていること、同窓生一同もまた然りで、誇りに思うと同時に健康に留意されるよう案じています。

振り返ると、原発の不安もなく心安らかでいられた平成22年11月5日（金）学士会館にて平成22年度の総会が開催されました。今回は本部総会との同時開催の年に当たり、本部から芹澤会長、清水本部事務局長もご出席の中、6時より本部総会が、6時半より東京支部総会が開催されました。支部総会は、樋口副会長の開会の辞で始まり、庄司会長より開会挨拶、佐藤事務局長より会務報告、内藤理事より会計報告がなされ、尾口事務局次長より理事候補として昭52卒齋兵一郎氏の紹介があり、会場の拍手とともに承認されました。最後に次年度（23年11月）の講演を引き受けて下さった中里妃沙子弁護士の紹介が有り、同窓会の理事でもある中里氏本人から『民法改正に関する書籍の監修を務めた関係で、このような機会を頂き光栄です』と挨拶がありました。中里氏は、丸の内に弁護士4名を擁するソレイユ法律事務所を構え、ソレイユの名の通り太陽のように周りにエネルギーを降り注いでくれる存在です。昭50卒とまだ世代としては若手ですが、既に弁護士としてお世話になった先輩・同期・後輩も多く、司法研修所や法政大学大学院で講師も務め、TVでのコメントも堂々とこなす、これからますますの活躍が期待される人物です。（著書、監修書籍『民法がこんなに変わる！～知っておきたい債権法大改正の基礎知識』『図解でわかる民法大改正』（自由国民社）『問答式　ビル賃貸借・管理の実務』『問答式　不動産有効利用の法律と税務』（新日本法規出版）等）110年ぶりの改定ですから、出席者全員かつて皆等しく同じ民法を学んでいるわけですので、若き日自分は何を志して法を学ぼうとしたのかを思い出しながら新しい民法案を学び（作る側の方もいらっしゃるかと思いますが）日本の未来に思いを馳せるのも有意義な時間と考えます。他の支部からの出席も歓迎です。ご希望の方は事務局、理事までご一報ください。

総会が清野副会長の閉会の辞で終わると、場所を変えての懇親会です。毎年、総会・懇親会ともに、英国紳士のような姿とユーモアを備えた尾口事務局次

長の進行で進むのですが、今年は若い事務局次長の山本隆弁護士にその任を託されご自身はサポートに回られたのが印象的でした。山本氏は、法廷で力強く響くであろうなめらかな低音でエネルギッシュに会を引き締めリズムある進行を務められました。

同窓会は、若い人だけでも、長い歴史を持つ人だけでも、輝きを持ちません。あらゆる年代が縦につながって初めて魅力ある同窓会になる事と思います。東京支部も関係者皆様のおかげで徐々にそのような展開をみせており、これからが一層楽しみです。

次回は二〇一一年十一月四日（金）開催の予定です。関東在住の方で、新たにDM送付をご希望の方は（毎年9月中旬頃発送）、是非事務局、お知り合いの理事までご一報下さい。

（S58年卒）薬師寺宏子
（ugg86084@nifty.com）
○連絡先045―313―4899（fAX）
045―313―4833（TEL）
㈱プロフェッショナルネットワーク
代表取締役　澤田淳
（sawada@ronet-jp.com）

東海支部

東海支部同窓会のご報告

梶田　晋

東海支部同窓会総会のご報告を申し上げるにあたり、東日本大震災で犠牲になり、また被災されました各位に対し、心から哀悼の意を表するとともにお見舞いを申し上げます。

平成23年4月11日（月）午後6時30分から、名古屋市は納屋橋の料亭「鳥久」において、恒例の東海支部同窓会総会及び懇親会が開催された。当日は、開会約1時間前にも大きな余震があって名古屋でも揺れを感じたところであり、災禍が収まっていないことを実感しながらの開催となった。

参加者は、昭和29年卒の藤山祐司支部長から平成19年卒の森亮太会員まで19名であり、例年よりもやや少なかった。しかし、いつもの顔に加えて初参加の方もおられ、かつその方が来年以降も引き続いて参加する意向を表明されるなど、今後の参加者増にむけて喜ばしいこともあった。



総会の冒頭、東日本大震災の犠牲者に対して黙祷を捧げた上で、総会に入った。まず藤山支部長の挨拶があり、その中で、法学部長兼同窓会長の水野紀子先生のメッセージが読み上げられた。メッセージには震災による法学部の被害状況や今後のスケジュールのご報告とともに復興に向けた固い決意が込められていたが、法学部の建物の被害状況のくだりでは驚きの声があがった。

引き続いて写真撮影を経て懇親に入り、名物の鳥鍋をつつきながら、卓毎に会話が弾んだ。座が盛り上がったところで、参加者一人ずつ自己紹介と近況報告などをしていただいたが、なかには東日本大震災の各被災地とご自身の縁を話される方もおられ、第二の故郷である仙台、ひいては東北地方に対する参加者の深く強い思いを改めて感じた次第である。

宴の最後は参加者全員が肩を組んで学生歌を合唱し、三本締めでお開きとなった。

最後になりますが、この会報をご覧の東海地区（愛知、岐阜、三重、及び静岡）在住の同窓各位におかれましては、来年以降の総会懇親会に是非ご参加いただきたく、お誘いを申し上げます。卒業年次に関わらず、和気藹藹とした雰囲気の中で行われておりますので、是非ご参加いただければと存じます。以上

（平成8年卒）

大阪支部

大阪支部　新支部長誕生!!

藤原武士

大阪では、平成23年1月21日に大阪支部同窓会が開催されました。場所は、ここ数年お馴染みになっている大阪・梅田フェニックスタワー地下1階のビアホール「スーパードライ梅田」で行われました。仙台からは、大内孝法学部教授、清水廣行本部事務局長、広島からは桑江康一広島支部長がご出席されました。

同窓会冒頭で、昨年11月に逝去された大錦義昭前支部長に黙祷が捧げられました。大錦先輩の尽力のおかげで、同窓会大阪支部も発展し、今年も40名以上の出席者による同窓会が開催で

きたことに出席者一同、感謝の気持ちをもって、黙祷を行いました。私も長い受験生活を経て、司法試験に合格したものの、大阪で知り合いもなく、恐る恐る大錦先輩を訪ね、深夜まで飲みに連れ回されたことを懐かしくもあり、寂しくもあり、思い出しました。

黙祷の後、新支部長として、黒田京子先輩の新支部長就任が大きな拍手をもって、満場一致で決定されました。毎年、支部長の挨拶の冒頭は、大錦先輩の与謝野鉄幹の歌から始まるのが恒例でしたが，今年は黒田先輩が海援隊の「送る言葉」を歌い、挨拶が始まりました。これからも、毎年、支部長の挨拶は歌で始まることでしょう。

大内先生が挨拶のなかで、東北大学法学部や法科大学院の現在の状況をお話になられて、久しぶりに、仙台での学生生活を思い出すことができました。大学を卒業して、年々、学生時代を思い出すことが少なくなってきましたが、同窓会に出席すると、国分町の懐かしい思い出が蘇ります。

昭和42年卒の藤田勝利先輩の音頭のもと、乾杯をし、歓談が始まりました。藤田先輩からは乾杯の音頭の前に温泉学会について、興味深いお話を聞かせていただきました。

私は今回3回目の同窓会の出席になりますが、毎年、驚かされるのは、出席者の卒業年度に偏りがなく、各年代がバランス良く、出席されていることです。今年も昭和28年卒業の大先輩から平成22年のフレッシュな卒業生まで、幅広い同窓生の出席がありました。下宿していた講義、ゼミ、先生等、年代が異なっていても、仙台で学生生活を送った思いでは異ならないようで、会話は尽きないものです。

最近、同窓会が終わってから、今まで知り合いだった人が実は東北大学法学部の出身だということがわかり、同窓会の案内は毎年来ているが、知り合いが出席していないかもしれないので出席していないという話を聞きました。私も、大学時代、漕艇部に在籍し、授業にも来ず、ゼミもとっていなかったので、東北大学法学部の知り合いはほとんどいなかったのですが、初めて出席させて頂いたとき、大阪で仙台での学生生活を話す機会がなかったので、楽しくすごさせていただきました。

来年は、平成24年1月20日（金）午後7時から，今年と同じ場所で大阪支部同窓会が開催されます。関西に住んでいて、まだ出席されたことがない方も、お気軽にご出席ください。

（大阪支部理事　平成9年卒）

【大阪支部連絡先】
大阪市北区西天満3―3―17　ルアンジュ南森501
黒田京子法律事務所
東北大学法学部同窓会大阪支部
支部長　弁護士　黒田京子
電話　06―6363―0068



広島支部

平成22年6月5日（土）午後5時より、第4回目の広島支部同窓会が開催されました。所は、第1回目からお馴染みの旧広島市民球場近くの鯉城会館、時は、380年余の歴史を誇るという、ゆかた着初めの夏祭りである「とうかさん」の中日です。

「とうかさん」は、稲荷大明神の「稲荷」を「とうか」と音読みすることがその由来とされています。平成10年からは、6月の第1金曜日からの3日間に行われるようになりましたが、それ以前は「とうかさん」の「とうか」にちなんで、6月10日を最終日として行われていました。

現在、敬老の日，体育の日などが第2月曜日になるなど、9月15日、10月10日の本来の日にちの有していた云われなどが失われ、忘れられていくことに疑問を感じているのは私だけでしょうか。

さて、当日は、同窓会本部からは、芹澤英明会長（法学部長）、岡崎隆一同窓会事務局補佐、大阪支部からは大錦義昭支部長のご出席のもと、賑やかにとり行われました。

桑江康一支部長の開会の挨拶ののち、芹澤英明会長より、大学、法学部の状況につき報告をいただきました。次に、恒例行事となりつつある記念講演会が、支部会員でもある、田川章前日弁連副会長により、「仕事とあそびの間」と題して行われました。幼年時代から現在に至るまでの苦しかったこと、楽しかったことを時には面白おかしく、時には深く頷きながら報告されました。その中で、「仕事とあそび」は一体不可分であり、双方が両立してこそ仕事もうまく進んでいくこと、あそびのお蔭で人の輪が広がり、精神的安定も得られるとの言には、お茶、油彩、仏像鑑賞、スキー、山登り等多彩な「あそび」を持たれているからこそ、と大いに納得しました。

その後、大錦大阪支部長は、「自分史を書くことを準備している」と報告され、また初参加の会員の自己紹介等、大いに盛り上がりました。カラオケはありませんが、その代わり、それぞれが各自テーブルを移動し、酒、ビールを酌み交わしたり、

あるいは近況を話し合うなど、予定の時間は、あっという間に過ぎてしまいました。そして、「青葉もゆるこのみちのく」を声高らかに唄い、来年もみんな元気で再会することを約束しあい閉会となりました。

続いて、芹澤会長をはじめ10数名が日本酒の豊富な居酒屋で、2次会を行いました。当支部には桑江支部長をはじめ、酒どころ広島に恥じない日本酒に詳しい会員が多く、いつものとおり酒談義等に湧く賑やかなものになりました。

さて、現在の支部会員数は、47名ですが、なぜか卒年昭和40年代が13名もいます。また、広島支部は法学部がもともと法文学部から出発していることを大いに考慮して、文系すべてを会員資格としており、4名の他学部卒の会員がいます。そして、他県在住の会員も5名おり、大阪支部以外の西日本の唯一の支部として頑張っています。これからも、支部会員の輪がさらに広がることを願っています。

支部総会にて元気よく報告され、来年も参加すると明るく言われた大錦大阪支部長が亡くなられたとの突然の報に大変驚きました。広島支部と大阪支部の橋渡しをしていただいたことに深く感謝するとともに、哀悼の意を表します。

また、先の東日本大震災の、大地震、大津波、原発損傷により被災されました会員、ご家族の方をはじめとする多くの皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

（40J　今田信明）

（平成23年4月15日記）



同期会だより

41J

同窓の絆のもとに北の大地の復興への確かな足音を
40J卒後40年記念同窓会の報告に寄せて

母なる北の大地を襲った未曾有の地震・津波という天災と原発事故という人災がいまだ終息のめどの立たない中で、現地の惨状とは無縁の世界で繰り広げられている醜悪な政治劇を横目に見ながら、昨年秋のわが同期の記念の集いをいま記すことは正直筆が重い。しかし、今も最前線でインフラ回復の指揮を執っているJR東の清野君をはじめさまざまな場面で復興に力を注いでいるすべての同窓の学友諸兄への激励のためにもあの日の高揚感をささやかに記したい。

のちに団塊世代と呼ばれた僕たち41Jは150人という少数であったこともあり、また在学中に体験した中国文化革命、ベトナム戦争、さらには大学，闘争，などの時代のうねりにも、学風に支えられた真摯な向き合い方をしてきた結果、卒業後それぞれが多彩な道を歩んだ今もクラスを超えて同期としての絆は強い。この十年で今回が三回目になるが、束ねの要はいつも飯倉君（開銀OB）である。東京同窓会の理事の澤田君（日産OB）ともども本学へ寄せる思いはおおむね全員が熱い。前回の鬼怒川温泉での集まりは、当時足利銀行の再建に汗を流していた池田君（横銀OB）の支援の意味合いもあったが、陰で舞台を支えてくれているのはJR東の清野君だ。JRの東武鬼怒川への乗り入れや、秋保温泉の名門，佐勘，の会場の二度の設定も彼の力に依る。



2010年9月25日は晴天に恵まれ、それぞれ思い思いのコースで秋保に参集した。参加者は40名、毎回ほぼ同規模である。今回は樋口陽一、藤田宙靖の二人の恩師をお招きした。藤田先生はこの年の春に最高裁判事の重責から解放され、奥様紀子先輩との貴重な回春の時間を割いておいでいただいた。蛇足になるが、退官される直前に在京の41Jのために司法の奥の院を特別に見学する機会をいただいたが、機微に触れるので詳細は省く。在官中の君が代伴奏命令の反対少数意見や教師の過労死公災認定などの判決で先生らしさが記憶に残る。

樋口先生は、早大退官を最後に、

在野の立場から変わらぬ情熱を
憲法にそそがれてこられたが、
仙台一高の同級生でありかつ護
憲の盟友であった井上ひさしさ
んの死の衝撃からか、これから
の余生を，愉しい，ことを選
んで生きていきたいという当日
のお言葉が印象的だった。ただ
この3・11をきっかけに、戦後
民主主義の第一世代の立場から
危機感を持って再び健筆を揮わ
れている。キーワードはレス・
プブリカ（公共社会）である。
当日の夜は、入学式の記念写真
が配られ、45年前を思い出しな
がらそれぞれの当時を語りあっ
たが、どうしても自分探しがで
きない一部の連中の様子が笑い
を誘った。酒を酌み交わしなが
らの各人のあいさつは相当のば
らつきはあったものの、予定時
間に見事におさまったが、全員
が一人一人の言葉に静に聞き入
る姿勢に僕たちの矜持を感じ
た。もちろん二次会は侃侃諤諤、
いつ果てるともなく続く昔なが
らの議論に夜が更けた。
次回は山形在住の柿崎、長澤君
の提案（実は二度目）で、上山
での開催が了解された。いささ
か同県人としてこころもとない
が実現に協力したい。

当日の話題が，健康と孫，に
及ぶのは自然な流れだったが、
今は状況が一変してしまった。
3・11を境に分水嶺を越えてし
まったこの国のありかた、とり
わけ未来の世代に対する最大の
人口層としての僕らの責任は軽
くない。
憲法とともに生まれ育った僕た
ちの本当の踏ん張りどころはこ
れからが正念場を迎えるのかも
しれない。北の辺境の都で学ん
だ自立自尊の精神を同期ととも
に生涯の拠り所として胸を張っ
て生きていきたい。老人ホーム
は視野にない。

文責　齋藤　脩（ＮＫＯＢ）

プラマイ会

第40回プラマイ会開催される

年2回開催の定例会が5月20日に、くだんの”ホテルグランドアーク半蔵門“で開催をされた。継続は力也である。今回で40回の大台に乗った。東北が舞台の東日本大震災の影響もあり、分かち合いのため参加者は増えるものと期待をしたが、”あに図らんや“で逆に10名どまりと相成る。よって丸テーブル1卓のこじんまりコースとなった。18時から乾杯の練習で全員が揃ったのは18時50分。3分スピーチで近況を報告し合う。今回のテーマは”3月11日の14時46分にどうしていたか“というものだった。未曾有の大地震。職場で、自宅で、出張中にと被災もケースさまざま。歩いて帰宅した人が多い職場で一夜を過ごした人もおり、参加者は受付順に、山内容、瀬野俊樹、川上雅人、島田武幸、鈴木俊彦、高野茂徳、佐藤均、前用泰典、石川正、和田義則の諸君であった。次回は11月を予定している。また、来年は卒業40周年、仙台での記念大会を決定した。そのころには仙台も復興の槌音高く、落ち着きを見せることだろう。独りでも多くの旧友たちと会いたいものである。そのためには連絡網の充実が課題である。時間もあることゆえ、じっくりと取り組みたいものである。この会はＳ43年入学か、Ｓ47年卒業の方なら誰でも参加が可能です。
どうぞ世話人までコンタクトを願います。仙台の昔と今を熱く語ろうではありませんか？



世話人　和田義則
メール：wada-yos
@ua.catv-yokohama.ne.jp

沖和のつどい（鎌倉中善会）

三月十一日（金）東日本を襲った大震災に、国を挙げての救難救助支援が急務の時期でしたが、会は四月九日（土）に開かれました。当日参加者三十名です。
会に先立ち、今できることと

して、「義損金二十万円を、明日にも被災者へ」が即決されました。昭22卒から昭39卒まで年次に係わらず久闊の思い思いに、この国難による政治経済社会状況や再興再生が話題の大半でした。

「会いたい人がいる。語り合う友がいる。そして今、親しく交流する機会がある。」この会は、さしずめこんな雰囲気でしょうか。

インタビューテープで中川先生のご師徳を偲びながら、寮創設の秘話と子弟交流のご恩徳について寮初代山田庫之助さん（昭22卒）のお話などが紹介されました。小野さん（昭36卒）から予め配られた「会員ニュース」には、ひとりひとりの人生林住期の近況や所感に味わいがあります。話も酒も弾むようです。

ご出席予定だった母校の法学部長水野紀子教授からは、大学構内の震災披害の様子もお伝えいただき、また席上8頁にわたるインタビュー記事『女性の研究職への進出』が全員に紹介されました。本学法学部の伝統と学縁の妙なるを、期せずして私共も享受することができました。

寮初代の山田・飯沼さん（昭22卒）始め、岡山の阿部さん（昭26）・沖縄の兼城さん（昭34）・金沢の菅井さん（昭35）・石狩の今野さん（昭36）ら遠方からの朋も皆さん謦然として北鎌倉の春を過ごしました。

明年は四月十四日（土）の予定です。東北地方の復興と国の発展を祈り、お互いに健安にて再会を望んでおります。

（文責　秋山嵩（昭36））



三五Jと中善はぎの会

今般の東日本大震災の被災された方々、死亡行方不明の方々には言葉がありませんが、心よりお見舞いと哀悼の意を表します。

東日本大震災の前と後に予定されていた2つの同窓会について報告します。

（第一話／大震災前）（35J会）

35J会（昭和35年入学同期の同窓会）は、例年、3月5日に同窓会を開いている。今年は5日が土曜日だったため3月4日（金）に開催、在京の35J会メンバー中心に36名が学士会館に集合した。35Jは152人入学で、物故者音信不通者除き、現在129名が健在である。昨年は、入学50周年ということで仙台で開催、52名が参集し、変貌著しい大学を見学、阿部元総長・先生方のお話に感激、秋保温泉で宴会したのは同窓会会報（37号）のとおりである。

今年は例年通り東京メンバーを中心に神戸からも参加しての同窓会となった。入学時の若人も今や70歳、古稀を迎える（迎えた）面々が集まった。冒頭、この1年間で鬼籍に入った2名に黙祷しスタート、近況ばなし、お互いの無事など歓談尽きない時間を過ごす。最後は恒例通りの「青葉燃ゆる」を斉唱、記念撮影、来年の再会を期して解散となった。

この35J会の1週間後に東日本大震災が起きた。東北大法学部の我々は、仙台や東北地方出身者が多く被災が心配されたところである。幸いメンバー自体には今のところ死亡行方不明はないという。しかし、実家や親戚友人の安否が懸念されるのは当然のことである。35J会後、記念写真を送付したが、実家親戚無事だったが友人が心配、下宿は残ったなどの報告、一刻も早く現地入りしたいなどの声も聞く。在仙メンバーからも無事だがライフラインがまだ、しかし三陸被災と比べればとの声、一刻も早い被災からの復興を祈念する。

（第二話／大震災後）（中善はぎの会）

中善はぎの会（同窓会会報な



どで既報の、「中善並木」から東京の中善宅までの徒歩旅行の同窓会、参加学生85名、例年30名前後参集。50周年記念誌に詳しい）。小生は第一回参加者）は、例年、4月第一土曜日に、鎌倉の東慶寺の中川善之助先生ご夫妻の墓前に参詣し、近くの料亭で懇談会を行っている。徒歩旅行は第一回の昭和36年から8年間続いた。当時の紅顔の美少年？も今や古稀から還暦過ぎまでだが徒歩旅行時代と元気さと意気込みだけは変わらない。今年は4月2日（土）が予定されていた。しかし、この大震災である。いろいろ考え方があろうが、幹事が検討の結果、今年は中止となった。徒歩旅行では、常磐道と東北道を交互に歩いている。私の参加した第一回目は常磐道で、50年前、浪江、相馬などで宿から食事までお世話になり、同地の人情の厚さに感激していた。今回の大震災で津波・原発のダブル被災である。

我々と比較にならないほど東北地方に親しい中川先生はこの大震災でのご心痛はいかばかりであろうか。想像できないが、慌てて書棚から先生の「民法風土記―法の現場を歩く」（講談社学術文庫）を取りだした。目次を繰る。全18章のうち4章が今回の大震災被災地に関連していた。

「第6章　南三陸沿岸―貰い子の島・浜・町」では、女川を起点として、牡鹿半島や雄勝などを調査されている。今回の大震災の被災地の一部である。

「第12章　陸奥の大家族をたずねて―野沢・正部家・中川原」では、青森県の八戸中心に三陸海岸の北隣りといえる地域である。その中に階上（はしかみ）を訪れている。震災後、階上中学校の卒業式で復興を誓う卒業生の答辞に感動したが、その折「階上」の読み方を不思議に思った。先生も触れられている。東北では地名は原則濁らないそうである。

「第14章　仙台風俗誌―「さんさしぐれ」など」では、先代萩の政岡の宮城野に触れられている。大震災で宮城野など仙台東地区は大津波が平野を飲み込んでいくのがTVで報道された。東北一の、そして「杜の都」が被災、多くの犠牲者と共に、ライフラインが未だ復旧せずとも聞く。

「第18章　奥四カ浜の漁村―越喜来から千歳まで」の対象地域は大船渡から釜石までの三陸リアス式海岸の沿岸漁村である。まさに大津波で壊滅的打撃を受けたところである。先生はベースとなった崎浜を中心に調査されている。そこでの話題の多くは、昭和8年の大海嘯（おおつなみ）である。先生が指摘されておられるように、高台に住居が多く建てられているのも、この津波の恐ろしさからである。今回はそれに依って助かった人もおられるであろう。しかし、自然は、その知恵をも越えて来たのであろうか。

中川先生の法社会学的アプローチは、民法風土記に書かれたような現地調査や無料法律相談所などに結実している。今回の大震災を受けて、東北大学法学部や我々後輩が現地訪問・検証・相談に乗るなどして、東北地域復興の一翼を担うことができればと希望するものである。「中善はぎの会」は今年は中止したが、今次震災復興希望の灯はあらためてメンバーの中に灯されたといってよいであろう。

（堀口正明　昭和39年3月卒）



38年卒同期会

「昭和38年卒業同期生の会」

平成22年10月31日、作並温泉の一の坊で同期会を開いた。前回、中部圏在住の幹事団が中心となって京都で開催された同期会に集まった学友の、「次回は仙台で」という要望に応えたものである。丁度50年前、昭和36年（1960）はわれわれが教養部時代の2年生で、この年の5～6月には川内も日米安保条約反対運動に揺れ、何度かのストライキの渦中にあった。その熱気が去った秋、教養部の学園祭では1年下の法学部の後輩たちがヤキトリ店を開き、売上金をもとでに「中善並木」をつくるという活動をやっていた。それから半世紀、同期生の一番若い人たちが古希にあたる、というわけでそのお祝いを兼ねた会合となった。

準備は仙台圏在住の同期生8名が高橋宏明君（現、東北電力会長）を幹事長として数回の会合を開いてすすめた。期日は例年最も天候が安定している秋、紅葉のきれいな頃。そして場所は、全国から集まってくる学友にとってアクセスのよい作並温泉がよいということで年明け早々に「一の坊」をおさえた。

しかし、いざ当日になってみると季節外れの台風接近ということで前日から雨となり、しょぼつく雨の中宿入りとなっ

た。朝からゴルフを予定していたグループも中止とした。参加者は、幹事を含めて40名であった。宴席は、物故者17名へ黙祷をささげて姑まった。

今回を機に調べ直した同期生の住所録を見ても、生存者の方が圧倒的に多い。めでたいことだ。幹事長の歓迎のあいさつに続き、乾杯の音頭は遠方の神戸から駆けつけてくれた岡林勇君にお願いした。ひとしきり杯を交わしあって落ち着いたところで、用意したアトラクションでくつろいでいただくことになった。津軽三味線数又社中の皆さんである。三味線4人、尺八1人、小太鼓1人を従えて民謡歌手が歌うという華やかな演奏のひとときに、おのずから手拍子がおこり合いの手が入っていた。久しぶりに東北に戻ってきていることを実感してもらったことと思う。宴たけなわとなれば、久しぶりに顔をあわせた面々である、すっかり学生気分にもどって、俺、お前のやりとりでお互いの近況、友人の消息、そして思い出話で盛り上がっていった。尽きない話は、二次会のカラオケをはさんで夜半の三次会の談話室まで続いた。

翌日は、希望者による山形方面への観光であったが、あいにくの雨である。見学予定を大きく変更し、高級家具・オフィス調度品製造の「天童木工」の工場見学と山寺の「芭蕉記念館」にして、大型バスで巡った。晴天だったら、元気な人に登ってもらい紅葉を楽しんでもらおう、と計画に入れていた山寺は、「風雅の国」での昼食の終わりごろ、僧坊のいくつかが山にかかるガスの切れ間に見えただけだった。予定を早めに切り上げ、仙台駅まで戻って解散したが、二日間ひとりの病人もでず、幹事長が秘かに手配していた看護婦さんのお世話になる方がでなかったのは幸いであった。次回の同期会は、卒業50周年になるのであろうか、内山武司君を中心とする関東圏の幹事団に委ねた。

（文責　吉田政史）

あやめ会

100回を迎えた「あやめ会」

樋口陽一名誉教授を指南役とし、昭和36年卒の有志による読書会「あやめ会」は、平成5年（1993年）6月に第1回目を、それ以来原則隔月で開催され、平成22年9月に100回目を迎えました。会の立ち上げの経緯は、「東北大学法学部同窓会50周年記念誌」に吉田恒一先輩（S36卒）が寄稿されており ますので、ここでは繰り返しません。会の当初のメンバーは途中亡くなられたり、健康を害されたりして脱会された方がおり今は7名となっています が、昭和38年卒、昭和43年卒の有志などが加わり、さらには現在22名のメンバーにその友人などを加え現在22名のメンバーによって運営されています。

記念すべき100回目は祝賀旅行会ということで、武蔵好彦先輩（S38卒）のご尽力により、箱根・強羅の芝翠荘で開催され、樋口先生ご夫妻はじめ、総勢17名で楽しい会になりました。さらに樋口先生が、数えで喜寿を迎えられ、また前年がご結婚後、満50年の金婚の年ということも加わり、大変めでたい祝いの場となりました。

この会の発足時は、50代の現役の企業戦士を中心に読書会が始まったことは画期的であったと言えます。現在のメンバーのうち現役は弁護士、教授、公認会計士で、その他の方のほとんどが企業OBで業種、世代も異なり、海外駐在経験者、組合幹部あり、また退職後は古代史研究、地域行政参加、NPO活動、麻雀教室講師等、話題もバラエティに富んでいます。仙台から通う小山忠男先輩（S38卒）もいます。



当初、憲法に関する本を中心に議論を進めてきましたが、この4～5年はもっと広く樋口先生の著書、司馬遼太郎、井上ひさし、加藤周一、遠藤周作、ついで最近は阿部謹也の「日本人の歴史意識」など幅広く読んでいます。

レポーターの報告のあとメンバーによる議論が進みますが、先生の当意即妙なコメントが偏らない、熱い議論を支えていただいており、100回も続けてこられた要因です。

そしてその後の席を移しての懇親の場でも一層、談論風発が続きます。その懇親の場が湯島「ふくろう亭」です。私たちの同期の杉見君の店です。毎回こちらで子息の料理長の作る美味しい料理と一ノ蔵や会津の酒を堪能しています。今後もこの会が長く続くことを期待し、樋口先生がますますお元気であられることを祈念しております。

（昭和43年卒　宇野真人）

おくやみ（敬称略）

（平成二十二年度に判明された方）

逝去年月		卒年
H21・11	三沢　千春殿	S12・3
H7・2	鈴木　武一殿	S14・3
H21・9	青柳　三郎殿	S16・3
H22・5	志村　義雄殿	S16・12
H22・4	阿部　新七殿	S17・9
H22・6	白土　徳治殿	S17・9
H22・7	塚田　明殿	S17・9
H19・9	永井　勝芳殿	S18・9
H22・4	穂積　重敏殿	S18・9
（不明）	本田　賢殿	S18・9
H22・2	前島　和夫殿	S18・9
H22・4	雪澤　文雄殿	S18・9
H22・1	井倉　和也殿	S19・9
H22・1	石黒　秀治殿	S19・9
H16・11	小池　芳夫殿	S19・9
H21・7	横田　康夫殿	S19・9
H22・4	天野　栄夫殿	S21・9
H22・5	大島　秀二殿	S21・9
H22・2	齋藤　資郎殿	S21・9
H22・6	小島　巖殿	S21・9
H22・4	前田多良夫殿	S21・9
H22・1	工藤　祐董殿	S22・3
H20・3	立花　和郎殿	S22・3
H22・4	三浦　仁正殿	S22・9
H22・1	舟橋　明殿	S22・3
H21・11	小林　良一殿	S23・3
H22・3	工藤　栄殿	S23・3
H21・4	佐伯　正夫殿	S23・3
H22・5	垂井　一郎殿	S23・3
H22・4	張　宝　宣殿	S23・3
H20・9	坪井　一殿	S23・3
H20・1	蓑田　勝亮殿	S23・3
H21・6	竹谷　源氏殿	S23・9
H22・3	山岸　錠二殿	S24・3
H16・6	小野寺譲介殿	S25・3
H16・2	甲斐　博殿	S27・3
H20・1	横山　昌隆殿	S27・3
H22・12	安念　正義殿	S29・3
H20・7	小野由可里殿	S29・3
H21・2	菅井　旭殿	S29・3
H22・1	今泉　完殿	S30・3
H22・10	大和田　淳殿	S30・3
H21・11	大橋　恒夫殿	S30・3
H21・7	佐藤　道夫殿	S30・3
H22・5	櫻井　和夫殿	S30・3
H21・9	塚原　忠殿	S31・3
H22・11	中竹　雅巳殿	S31・3
H22・2	小田切光正殿	S32・3
H22・5	会田晧一郎殿	S34・3
H19・1	小林　正殿	S34・3
H17・10	丁子　康殿	S34・3
H21・11	持地　武彦殿	S34・3
H22・10	小野寺規夫殿	S35・3
H20・1	高橋　健一殿	S35・3
H22・5	前田　英二殿	S35・3
H23・1	遠藤　好治殿	S36・3
H20・5	永井　元治殿	S36・3
H22・5	花渕　馥殿	S36・3
H12・2	生田　碩男殿	S37・3
H22・6	佐藤　悟殿	S39・3
H19・12	高橋　柏殿	S40・3
H21・7	新田　範郎殿	S40・3
H20・5	石川　昌平殿	S41・3
H22・6	金沢　八郎殿	S42・3
H23・2	春日川和夫殿	S43・3
H22・4	小泉　彦重殿	S44・3
H22・6	宍戸　孝殿	S45・3
H20・4	後藤　京子殿	S50・3
H22・6	長谷川　浩殿	S56・3
H20・8	近渡　弘之殿	H3・3
H22・11	中村　恵子殿	H5・3

謹んでご冥福をお祈りいたします。

【会員の皆様へのお願い】

一、年会費（三〇〇〇円）の振込は忘れない
前払の学生・十年未満の終身会員を除く全員

二、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです
卒業年・氏名・特別寄付金であることを明記願います

三、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く
本部事務局にて、原則として月・水・金の午前中受付
（TEL・FAX・メールいづれでもOK）

四、同窓会の役員になり、積極的に協力する
本部・支部・同期会・各種グループを問わない

編集後記

○3月の東日本大地震には本当に驚きました。宮城県に住む身としては30年以内に99％の確率で再び宮城県沖地震が発生すると予告？されて久しく、数日前にもM7・4の強い揺れがあり、いずれは大地震に遭遇するのだろうと思ってはいたものの、地震発生時に地鳴りも感じず揺れの強さ・長さに戸惑いましたが、まさか千年周期の大物とは思い至りませんでした。当日夜携帯のワンセグ情報で事態の深刻さを垣間見ました。それからの数週間、仙台でも混乱が続きましたが、津波被災地の惨状を思えば天と地ほどの差があります。首都圏をはじめとする買いだめ騒動には人間の本性を見せつけられた感じすら抱きました。

遅々として進まぬ復旧作業ですが、それでも時間の経過とともに歩み始めており一日も早い平常を取り戻したいものです。

○同窓会長は法学研究科長人事に連動して2年ごとに交代します。前任芹澤会長には同窓会50周年ということで積極的に各地の同窓会支部会合にもご出席いただき、また同窓会大学院部会設立の音頭をとっていただくなど、交流の絆を強めることができました。紙上を借りて御礼申し上げます。東日本大震災の後始末からスタートした水野新同窓会長のもと事務局も新たな一歩を踏み出しますので会員の皆様にはご支援をよろしくお願いいたします。

○小山貞夫名誉教授・樋口陽一名誉教授の慶事おめでとうございます。大内先生の文章を拝見して小山先生の業績の素晴らしさを噛みしめ、今更ながら学士院会員枠の少なさに驚きました。それだけに会員になられることの重みがあり、今後ますますのご活躍をお祈りします。

○ここ数年かけてご紹介した現役学生自主ゼミの活動報告が一巡しましたので、今号から「自主ゼミだより」として各ゼミの年次状況を取りまとめてお知らせするページを設けました。後輩の活躍ぶりを「本部だより」の学術振興基金欄と併せてお目通しください。

○「学士会会報」を読んでいたら、「九州大学の歴史」講座の記事が目にとまりました。国立大学では最初の試みで十数年の歴史があります。東北大学でも近年類似の授業があるようですが、独自の成果を織り込んで充実して欲しいと願っております。そうした折に「東北大学ひと語録」が出版されました。学生の副読本としても利用できる内容です。同窓会の推薦図書としましたので是非皆様にもお読みいただきたいと思います。

○同窓会費納入のお願いを続けていますが、終身会員制度中止以降の分をまとめて納入いただく事例や前納を含めてまとまった金額を送金いただくありがたい事例がありました。

（清水）